

京都の文化財

第三十一集

京都府教育委員会

序 文

京都府教育委員会では、平成二十三年一月に策定した「京都府教育振興プラン」つながり、創る、京の智恵」において、歴史と伝統にはぐくまれた京都の知恵をつなぎ、自然、人、社会とつながる人の育成を進めており、京都の伝統と文化を守り、受けつぎ、新たな文化を創造する心と技の育成を主要な施策の一つとして重視しています。文化財は、京都の歴史や文化を理解する上でも、また新しい京都の文化を創造していく上でも大変重要な価値を持っています。京都の文化財を守り、後世に伝えていくことは、私たち京都府民の責務であるとともに、これらを新しい文化の創造と発展のための礎として有効に活用することは、これからの社会においてますます大切になってきています。

この『京都の文化財』第三十一集は、京都を代表する無形の文化的所産に係る技能である京料理・会席料理を無形文化財として指定し、同技能を最も体得した方を保持者として認定したのをはじめ、平成二十四年度に本府が三十一回目の指定・登録等を行いました十件の文化財を紹介したものです。刊行に当たり文化財所有者、関係機関の皆様にも多大な御協力をいただきましたことに感謝申し上げますとともに、本冊子が府内の数多くの文化財の保護と活用に役立てば幸いです。

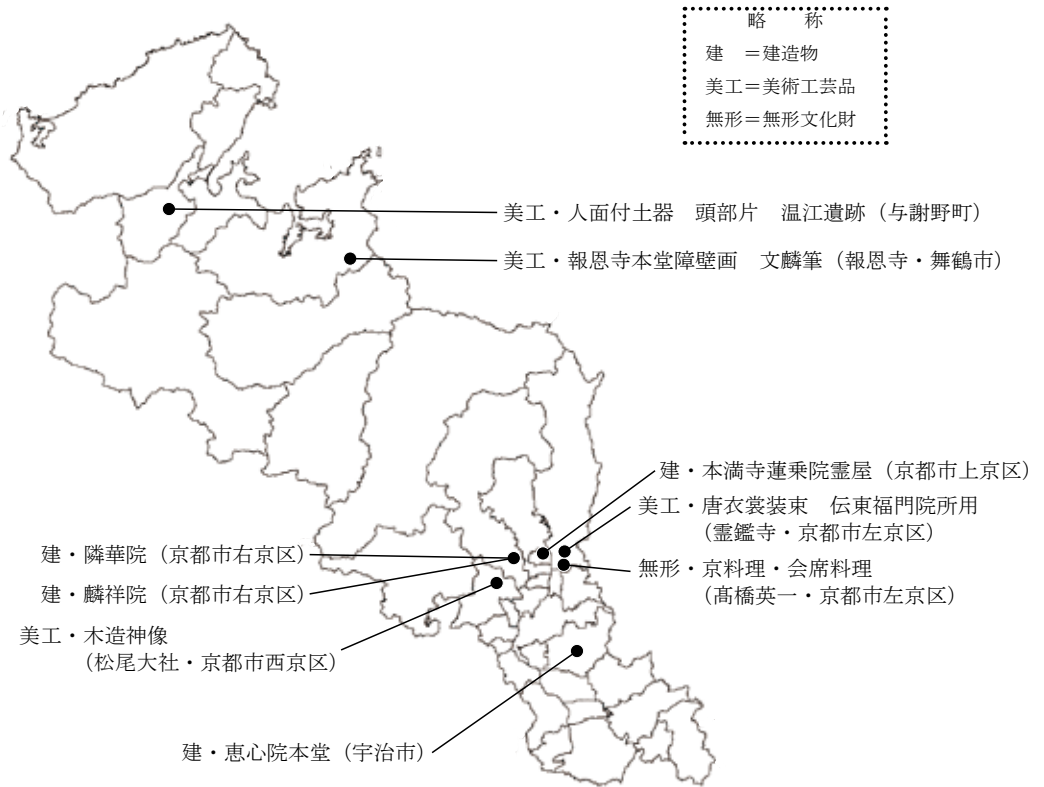
平成二十五年十月

京都府教育委員会

教育長 小 田 垣 勉

凡例

- 一、本図録には、第三十一回京都府指定・登録等文化財を収めている。
- 二、掲載の順序は、建造物をはじめに種別ごととし、各種別内においては指定・登録の順とした。
- 三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。
 - 名称 員数（指定・登録の別）
 - 所在地の住所
 - 所有者
 - 法量（単位はセンチメートル）・構造形式等
 - 時代
 - 解説
- 四、本文は文化財保護課職員が執筆、編集した。なお、各文末に執筆者名を明記した。



目次

序文

凡例

有形文化財

建造物

本満寺蓮乗院靈屋

隣華院 客殿

庫裏

表門

麟祥院

靈屋

本堂

庫裏

美術工芸品

絵画

報恩寺本堂障壁画 文麟筆

彫刻

木造神像

工芸品

唐衣裳装束 伝東福門院所用

考古資料

人面付土器 頭部片 温江遺跡

無形文化財

無形の文化的所産による技能

京料理・会席料理

高橋 英一

京都市左京区

32

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・

選定保存技術及び文化的景観件数一覧

35

写真提供

木造神像…宗教法人松尾大社

唐衣裳装束…京都国立博物館

京都市右京区

6

宇治市

10

舞鶴市(報恩寺)

12

京都市西京区(松尾大社)

18

京都市左京区(靈鑑寺)

24

与謝野町

29

建造物

ほんまんじれんじょういんたまや
本満寺蓮乗院靈屋

一棟（指定）

京都市上京区寺町通今出川上る二丁目鶴山町
宗教法人 本満寺

構造形式

石造、桁行一間、梁行一間、一重、切妻造

附 宝篋印塔 一基

石造宝篋印塔

元和七年辛酉七月二十九日の刻銘がある

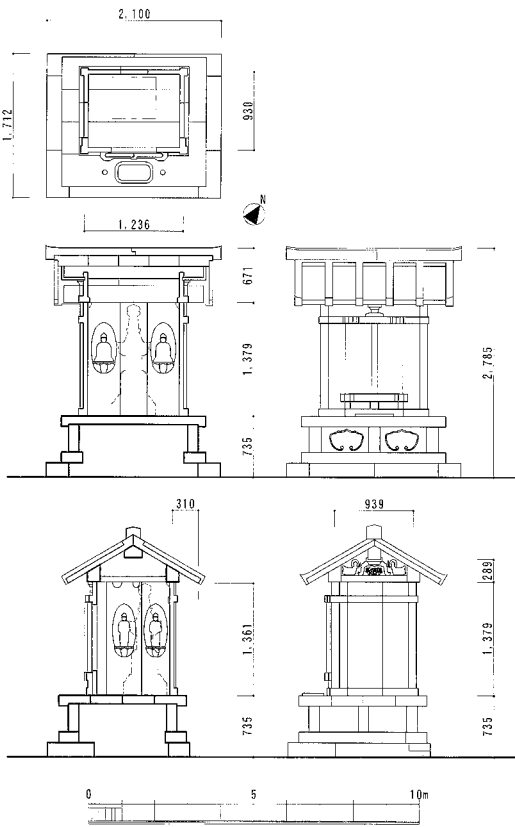
建立年代

元和七年（一六二二）「墓石銘」

平成一六年移築



全景



平面図・断面図及び立面図

本満寺は、上京区にある日蓮宗の本山（由緒寺院）で、山号を広布山とする。寺伝では、応永一七年（一四一〇）に玉洞妙院日秀上人（関白近衛道嗣の長子）が広宣流布山本願満足寺と号して創建したのに始まるという。天文五年（一五三六）の天文法華の乱で焼失し、一時堺に逃れたが、間もなく同八年（一五三九）に現在の地に移転再興されたという。天文以降もたびたび火災に遭っているが、その都度再建されている。

蓮乗院は、生前の名を鶴子（鶴姫）といい、江戸重通の息女として生まれ、徳川家康の次男・結城秀康「越前国北ノ庄藩（福井藩）初代藩主、越前松平家始祖」の正室となった。慶長一二年（一六〇七）に秀康が病歿し、その後京都の公家・烏丸光弘に再縁したが、元和七年（一六二二）に歿し、烏丸家の菩提寺である当寺に埋葬された。

蓮乗院靈屋は、宝篋印塔の刻銘より元和七年（一六二二）に建立されたと考えられる。桁行一間、梁行一間、切妻造、平入の石造建造物で、部材はほぼ全て越前産の笏谷石製とする。壇上積形に成形した基壇上に本体

を据え、内部中央後方寄りに、北陸地方で多く見られる形式の笏谷石製宝篋印塔を据える。本体は、方柱に長押を廻した意匠を板石より造り出し、柱上で直接桁を受ける。妻飾には牡丹を飾る裏股とその両脇に天女を浮き彫りし、内法小壁とともに極彩色が施された痕跡も窺える。さらに、内部壁面には蓮に乗る両尊（釈迦・多宝如来）坐像及び四土（浄行・安立行・上行・無辺行菩薩）立像を造り出し、周囲に蓮池を描く。もともと境内墓地の一面に西面して建てられていたが、平成一六年に解体修理を行った際に保存環境を考慮して移築され、現在は本堂西側に南面して建つ。

笏谷石製の石造霊廟建築は、産地である福井県をはじめ、石川県や富山県等の北陸地方を中心に、遠くは北海道まで日本海沿岸に多く見られる。瑞龍寺（富山県高岡市）には、前田家及び織田家の石廟五棟（富山県指定史跡）が残されているが、いずれも笏谷石を用いた、壇上積形基壇上に建つ切妻造妻入建造物であり、内部には蓮乗院霊屋と同形式の宝篋印塔を据える。特に前田利長「慶長一九年（一六一四）歿」の石廟は、その細部意匠や様式が当廟と酷似する。また、高野山（和歌山県高野町）には夫であった松平秀康及び同母霊屋「慶長一二年（一六〇七）及び同九年（一六〇四）建立、国指定重要文化財建造物」があり、正覚寺（石川県越前市）には秀康四男吉松丸「慶長一四年（一六〇九）歿」の宝篋印塔附石室（越前市指定文化財建造物）がある。規模や形式は異なるものの、笏谷石を使用し内部に彩色を施すなど、当廟と共通点が見られる。

以上のように、蓮乗院霊屋は、石組や造り出し等の加工技術が高度で、内外ともに精緻な彫刻を施す等、小規模ではあるが建築的によく整っており、江戸時代前期の石造建築の構造手法や装飾技法を良く伝える。府内での石造霊廟建築が極めて少ない中であって、意匠的に優秀かつ、学術的価値の高いものとして、貴重である。

（竹下弘展）



西妻



東妻



墓石銘



内部

隣華院

三棟（指定）

京都市右京区花園妙心寺町
宗教法人 隣華院

客殿 一棟
庫裏 一棟
表門 一棟

構造形式

客殿 桁行二・二メートル、梁行一九・四メートル、一重、入母

屋造、西面小玄関及び下屋附属、棧瓦葺

附 大玄関 一棟 桁行折曲り四間、梁行一間、両端唐破風造、西

面千鳥破風付、棧瓦葺

庫裏 桁行二・八メートル、梁行二・八メートル、一重、切妻

造、南面本堂間廊下棟附属、棧瓦葺

表門 一間葉医門、切妻造、棧瓦葺

建立年代

客殿 文政七年（一八二四）「華園隣華禅院再建記」

庫裏 一七世紀前期

表門 一七世紀前期

隣華院は慶長四年（一五九九）、脇坂安治が父安明の菩提を弔うために、南化玄興を開祖に請じて開いた妙心寺の塔頭寺院である。当時は寺地が妙心寺の境内には入らず、妙心寺の境内地に隣接していたので、華園の隣という意味で隣華院と称された。

脇坂安治は若年時より豊臣秀吉に仕えた近江国長浜出身の武将で、賤ヶ

岳七本槍の一人として、また文禄・慶長の役で武勲を立てたことで知られる。

南化玄興は美濃土岐氏の一族一柳氏の出身で、天正元年（一五七三）に妙心寺住持となった。天正十九年（一五九二）、豊臣秀吉の長子鶴松（棄丸）の妙心寺における葬儀を主導し、秀吉が東山に営んだ祥雲寺の初祖となった。こうした秀吉との関係から、秀吉の武将である脇坂安治、稲葉貞通、山内一豊などの帰依を受け、妙心寺山内では隣華院の他に智勝院、大通院の開山でもある。

隣華院は脇坂安治が南化玄興の退居庵として建立したとされる。南化は慶長九年（一六〇四）に隣華院に入り、五月二〇日に示寂している。第二世となった定水元済は脇坂安治の三男で、寛永三年（一六二五）に一〇歳で隣華院に入り、実家である脇坂氏の援助を受けて院の整備に努めた。

その後、文化・文政年中（一八〇四〜一八三〇）に、竜野藩主で幕府の寺社奉行及び老中も務める実力者であった安治の末裔、脇坂安薫・安宅父子が再興した。明治以降、霊屋や書院が撤去され現在に至っている。

境内図



客殿は文政三年（一八二〇）着工、同七年（一八二四）竣工であることが「華園隣華禅院再建記」により知られる。また、上間一ノ間（後室）の帳台構の金碧画の裏面から発見された紙片には文政八年（一八二五）狩野永岳と記され

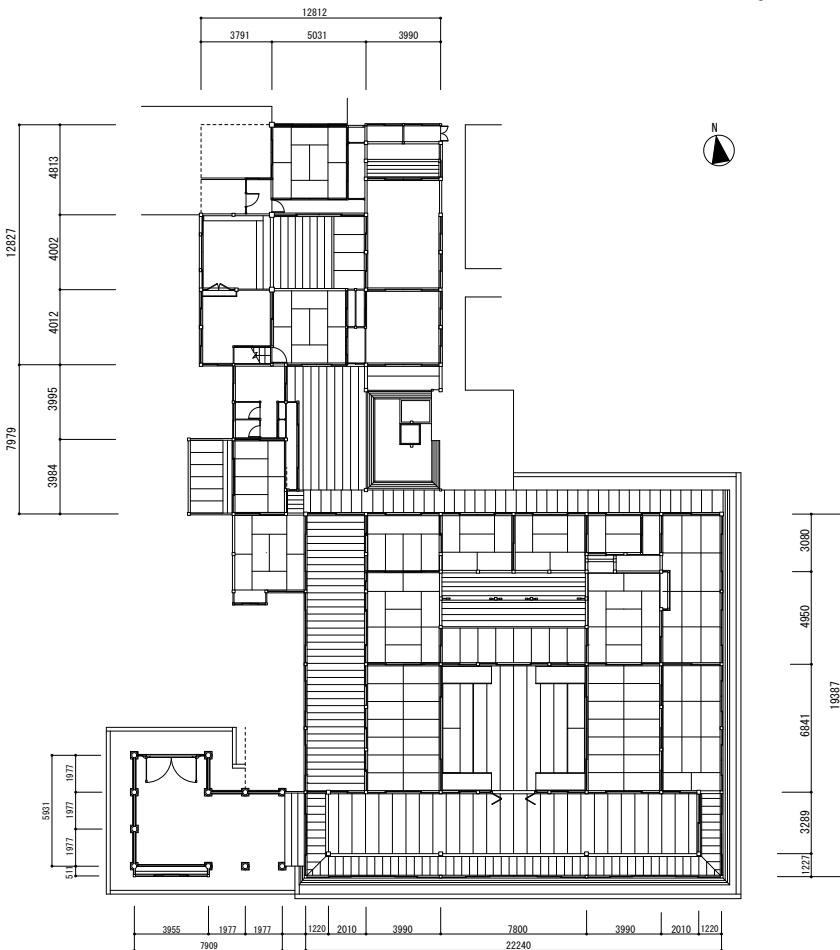


客殿



客殿内部

ている。南面して建ち、平面は六間取の方丈形式平面の背面に4室を加えた一〇室構成となっており、妙心寺山内の他の塔頭方丈には見られない特異な構成となっている。東・南・西側に広縁を廻し外側に建具を入れ、建物内部に取り込み、東側は畳敷き二室の鞘の間となる。室中は正面中央に両折棧唐戸を装置し、床は拭板敷、周囲を畳廻し敷とする。左右の室は各一四畳、室境は竹の節欄間とし、三室通しで折上格天井とする。室中背後にある仏間は手前を長八畳とし、その奥を仏壇とする。左右後室のうち、上間一〇畳は床、違棚、付書院、帳台構を設えた最上室とし、華麗な構成としている。山内では帳台構を備えた唯一の方丈建築であると同時に、規模も龍泉庵と並んで最大級を誇り、用材・工法ともに良質の建築である。室中廻りの水墨山水画は長谷川等伯（一五三九〜一六一〇）によるものであるが、隣華院創立時の客殿のものと推測される。客殿は江戸時代後期の



客殿及び庫裏平面図

注目すべき方丈建築で、意匠的、技術的に優秀である。大玄関は、客殿南広縁の西に取り付いて建ち、客殿と同時期のものである。内部は四半敷とし、北に両開き板戸を設ける。花崗岩製の礎盤の上に上下粽付きの円柱を建て、柱頭は頭貫を輪雑込んだ上に皿斗を置き、拳鼻付の平三斗を組んで桁及び梁を受ける。南面に腰掛及び火灯窓を備え、天井は格天井とする。屋根は前後唐破風造りとし、折れ曲がり部の西側に千鳥破風を設ける。

庫裏は西面し、中央2間上部の大虹梁に大瓶束を建てその両脇に海老虹

梁、両端間は繫虹梁とし、典型的な禪宗寺院庫裏の意匠で構成される。大虹梁の真下に唐破風の庇を備えた入口を開き、その右手の柱間二間には格子付きの高窓を開ける。正面を飾る柱は全て虹梁を受ける斗拱の下まで立ち上がる形式を持ち、一七世紀前半期に遡る形を示しており、虹梁や大虹梁中央下に備えられる墓股等もこの時期の様式を持っている。平面は、梁行を南から二間、二間、二間半に分け、桁行を前(西)から二間、二間半、二間と三分し、中央の前・中を吹抜けの土間と広敷板間、その北側を台所、南側は前・中ともに八畳間とし、後列は南から八畳、一二畳、仏間を配する。庫裏には客殿への大廊下を取り付くが、広敷と大廊下は八畳間を介して繋がる特異な平面構成となっている。庫裏の西側には井戸屋形と小屋を合せた付属屋がある。また、時期は不明であるが台所部分を北側に半間拡張しており、それに伴って梁を架け替えている。現状は台所部分が新しい内装材で覆われるなど、一部改造箇所も見られるが、江戸時代前期庫裏の形式をよく残す。

表門は、両脇に腰板壁をもつ高塀を備え、更に左右手前に築地塀を配した門構えになっており、西面して建つ。唐居敷上に円柱の本柱を建て、本柱間に冠木を載せ、本柱位置と中間の三通りに梁を架け、柱筋では巻斗、雌梁で受ける。控柱は角柱で本柱とは二段の貫で繋ぎ、控柱間には頭貫を輪薙込んでいる。両端の梁上に板墓股を置き、中央では本墓股を置く。墓股上は斗・実肘木で棟木を受ける。軒は二軒で、妻は破風、蕪懸魚とする。大型の間薬医門で、山内塔頭における江戸時代前期の様式を持つ表門として龍泉庵表門、天球院表門とともに貴重な遺構である。

以上のように、江戸時代後期の大規模かつ質の高い客殿や、江戸時代前期の表門、庫裏など、隣華院に伝わる建造物は技術的かつ意匠的に優秀であり、また塔頭寺院の境内景観を構成する建築群としても歴史的に価値が高い。

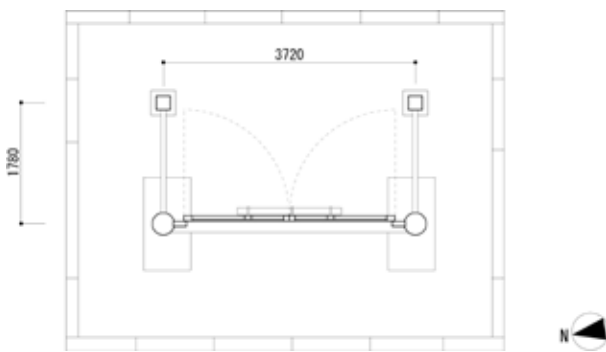
(引間俊彰)



表門



庫裏



表門平面図



附大玄関

麟祥院

三棟 (指定・登録)

京都市右京区花園妙心寺町

宗教法人 麟祥院

霊屋 一棟 (指定)

本堂 一棟 (登録)

庫裏 一棟 (登録)

構造形式

霊屋 桁行一間、梁行一間、一重、入母屋造、正面軒唐破風付、

棧瓦葺

本堂 桁行一六・六メートル、梁行二二・〇メートル、一重、入

母屋造、背面突出部附属、棧瓦葺

附 玄関 一棟 桁行折曲り四間、梁行一間、両端唐破風造、棧

瓦葺

庫裏 桁行二・九メートル、梁行二・〇メートル、一重、切

妻造、妻入、東面及び北面庇付、棧瓦葺

建立年代

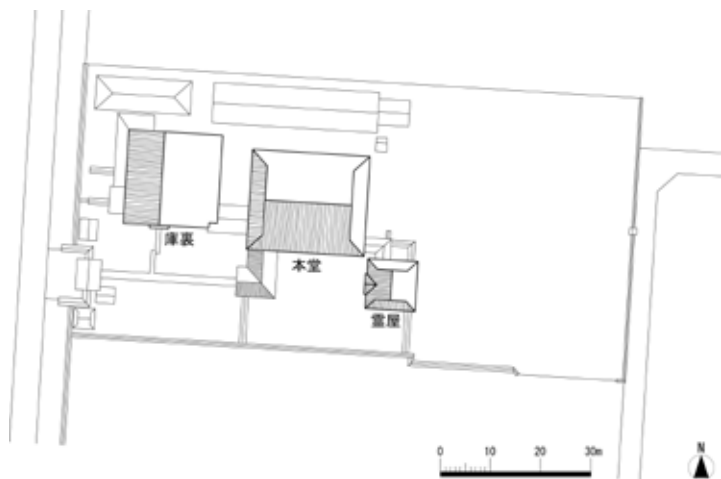
霊屋 江戸時代前期 (明治三〇年移築)

本堂 江戸時代前期 (明治三〇年移築)

庫裏 江戸時代前期 (明治三〇年移築)

麟祥院は、京都市右京区に所在する臨済宗妙心寺派大本山妙心寺の塔頭寺院で、本坊の北に位置する。境内には霊屋、本堂と付属の玄関、庫裏、鎮守社、表門が建ち並ぶ。当院所蔵の由緒書 (年代未詳、寛永十一年 (一六三四) 一二月から延宝七年 (一六七九) 九月までの事項を記す) に

よると、寛永十一年、徳川家光の乳母春日局を開基、局の猶子碧翁愚完を開山として創建され、家光が寺領二百石を附した。春日局は、明智光秀の重臣斎藤利三の子で、母方の一族稲葉重通の養女となり、その養子正成の継室となる。その後、竹千代 (後の徳川家光) の乳母に採用された人物である。寺地は始め、妙心寺境内外の北西の地、真言宗御室仁和寺の近くに定められたが、仁和寺との境界争いが生じたため、寛永十一年 (一六三五) に妙心寺境内の南東に移り、寛永十三年 (一六三六) に建物完成に至った。その後、明治三〇年 (一八九七)、妙心寺塔頭大通院の境内の一部に移転した。その際、鐘楼堂は左京区の天台宗信行寺に移され、昭和三七年には妙心寺本坊浴鐘楼が焼失したことで、それに替わるものとして山内に復帰された。



境内図

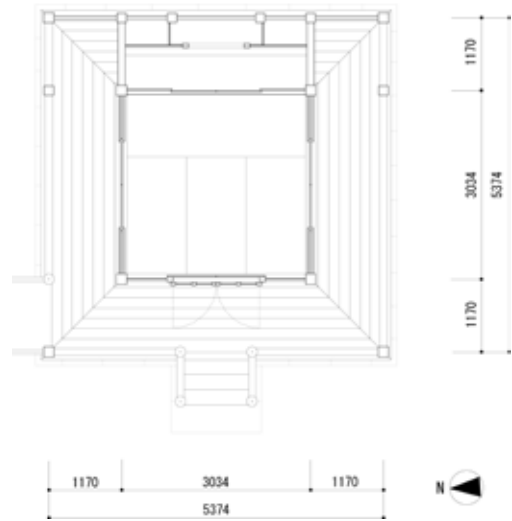
霊屋は、方一間、棧瓦葺の建物で西面して建ち、北西に本堂との接続廊が取り付く。平面は、身舎一〇尺四方の正側面に高欄付樽縁が廻り、背面に樽縁と同幅の仏壇を設け、前面には木階三級を設ける。軸部は、面取角柱を建てて柱上に三斗を組み、樽縁には四隅のみ面取角柱を建てて軒桁を廻し、その上の化粧隅木を受ける。柱間装置は、身舎正面に両開き棧唐戸と内障子二枚引分、両側面に片面舞良戸襖二枚と明障子一枚をそれぞれ建て、後方の仏壇は前方に引戸を建て、側面は漆喰壁、背面



霊屋



上：霊屋内部



右：霊屋平面図

は板壁とする。内部は四畳半で、天井を折上小組格天井とし、貼付けには金砂子の山水画が描かれる。後方の仏壇には春日局像を安置する。細部意匠は、正側面三方の組物間中備と正面軒唐破風下及び内部仏壇上部にそれぞれ裏股を置き、木鼻と実肘木の木口には透彫り金具を施す。

前掲由緒書によると、霊屋は寛永一七年（一六四〇）に女院より下賜された釣殿で、寛永二〇年（一六四三）、春日局の逝去により霊屋に改められたと伝え、さらに釣殿はもと二条城にあり、徳川家光上洛時に後水尾天皇を迎えるために設けられたものであると記されている。寛永三年（一六二六）一〇月、後水尾天皇は二条城に行幸しているが、その時に造営された行幸施設の指図には、二の丸御殿西側の池中に「御行幸御殿」から廊下で接続した「御亭」なる建物が描かれる。御亭と当院霊屋の平面構成は類似しており、霊屋が御亭の遺構である可能性が窺える。

が、詳細は定かでない。霊屋の建立時期については明確な史料を欠くが、細部様式からは江戸時代前期に建立されたものと考えられる。以上のことから、霊屋は二条城行幸施設の遺構とする由緒を持ち、その歴史的価値は高く、意匠的かつ技術的にも優秀な建築として貴重である。

本堂は、桁行一六・六メートル、梁行一二・〇メートル、一重、入母屋造、背面突出部附属、棧瓦葺の建物で南面して建つ。平面は六間取りの方丈形式に西側一間分の室を配す。前列三室は室境の上部を開放して、一連の竿縁天井とする。中央二〇畳大の室中は拭板敷に置畳とし、左右の各室は一二畳とする。後列中央の仏間は、後方寄りの中央一間に本尊を安置し、左右各一間を位牌壇とする。後列左右の各室は八畳の室となる。六間取り前列三室の前方は、床を拭板敷の広縁とし、さらに正面と東側面および背面に落縁を廻らす。南面の広縁と落縁境はガラス戸で仕切り、中央のみ両折棧唐戸を構える。なお、室中の四方を飾る水墨襖絵雲龍図は、江戸前期の絵師海北友雪の筆と伝わる。現在の本堂と旧境内建物を描いた「麟祥院指図六分計」（年代未詳、当院所蔵）の本堂を比較すると、正面広縁を半間分、東広縁一間分、背面四畳、一〇畳半、四畳からなる三室の一間分をそれぞれ縮小させ、仏間を後方に突出させていることが判る。また、柱の痕跡から柱間装置が一部改変されているが、仏間を除く六間取り平面の柱位置は移築以前の形態を保つ。主要な柱材は面取りが大きいことから、建立年代は江戸前期に遡るものと考えられる。前掲の由緒書によれば、当院は寛永一三年五月に落慶を迎えており、この頃に建立されたものと推定される。

玄関は、桁行折曲り四間、梁行一間、両端唐破風造、棧瓦葺の建物で、本堂南西に取り付く。軸部は礎盤上に円柱を建て、両端の柱上を出組、他は大斗に実肘木を載せてそれぞれ虹梁を受ける。西面に内開板扉を設け、頭貫虹梁間に透彫り彫刻を嵌める。床は四半敷きで、天井を化粧垂木とす



庫裏



本堂



附玄関



本堂内部

る。前掲の旧境内指図と比べると、北側の桁行一間分が縮小されていることから、移築時に改造されたものと考えられる。木鼻や実肘木に施された絵様の意匠から建立時期は江戸前期に遡り、本堂と同時期に建立されたものと考えられる。

庫裏は、桁行二・九メートル、梁行二一・〇メートル、一重、切妻造、妻入、東面及び北面庇付、棧瓦葺の建物で南面して建つ。近年の増築により西側に和室および事務所、北側に収蔵庫を備え、本堂とは南東より渡廊下で繋がる。旧境内を描いた「神社奉行所差出絵図控」（寛政三年、一七九一）には「庫裏 桁行六間半 梁行六間」と記されていて、移築以前の平面規模を保っていることが判る。内部設え等には改変が認められるものの、妻面虹梁に施される絵様や墓股の形状から判断して、建立年代は江戸時代前期を遡るものと考えられる。

本堂と庫裏は、近世に描かれた絵図等から旧境内地と比較が可能で、建物の平面規模や仕様の変遷が判明する。これにより規模や内部設えに改変は認められるが、本堂、庫裏ともに以前の平面形態を比較的保ち、柱や絵様の意匠には建立年代を示す要素が残されていて、学術上価値があるものである。

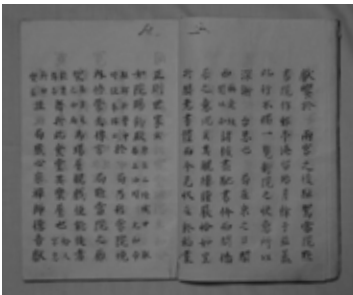
(田邊泰人)



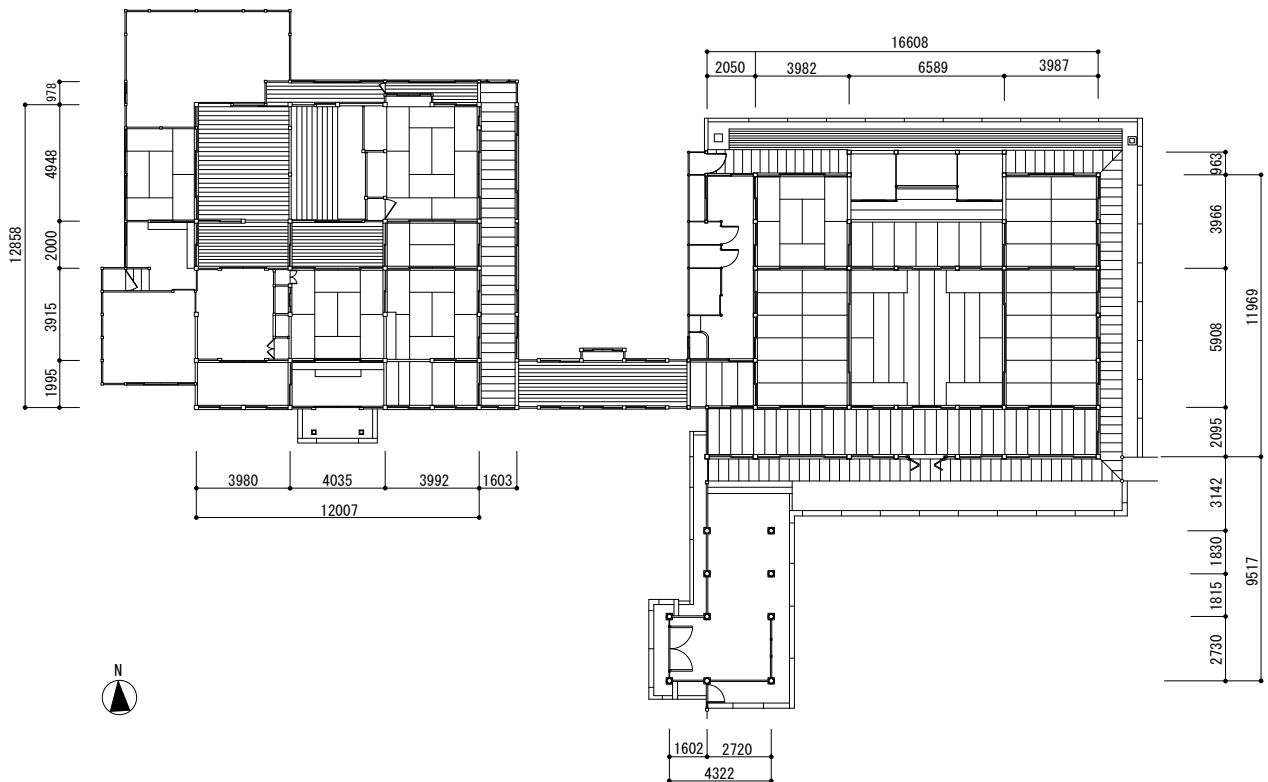
霊屋 軒先組物



霊屋 墓股 (内部仏壇下)



麟祥院由緒書 一部抜粋



本堂及び庫裏平面図

恵心院本堂

一棟（指定）

宇治市宇治山田
宗教法人 恵心院

構造形式 桁行四間、梁行三間、一重、入母屋造、向拝一間、背面庇付、

本瓦葺及び棧瓦葺

附 棟札 一枚

延宝三丙辰歳三月吉祥日の記がある

祈祷札 二枚

延宝三辰年三月吉祥日の記があるもの 一

法院良攸の記があるもの 一

建立年代 延宝四年（一六七六）「棟札」

恵心院は、朝日山と号する真言宗智山派の寺院で、本尊を十一面観音立像（宇治市指定文化財）とする。創建については詳らかでなく、寺伝によると、弘仁年間（八一〇～二三）に空海により唐の青龍寺に因み龍泉寺として創建され、その後寛弘年間（一〇〇五～一一）に天台僧源信（恵心僧都）が中興したとされる。具体的な状況が明らかとなるのは近世初頭からとなる。宇治郷代官であり宇治茶師の統轄にあたる茶頭取を務めた上林家一門かんばやしさんきゆうの上林三休（初代三入）が承応年間（一六五二～五五）に記した文書には、文禄年間（一五九二～九六）の初めに、上林家一門と白川乗琳坊（賢弘）の肝煎で（下野国茂木住の弥勒院）良泉を取り立てて恵心院を中興し、自身も地割りに付き合っただとしている。また、当院所蔵の賢弘坐像には、良泉が賢弘の像を「恵心院開山」の記念として慶長二年（一五九七）に刻ませたことが墨書される。春日局が住職の姪にあたるお妻という侍女を通じて徳川家光安全の祈祷と祈祷札の献上を命じて以降、毎年正月に將軍家安



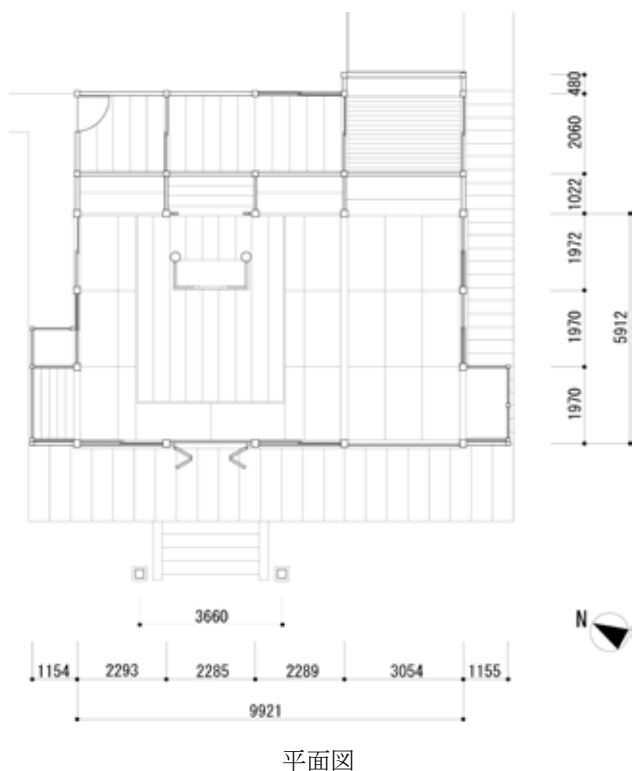
全景

全の祈祷と祈祷札の献上をしている他、宇治茶師が例年茶摘み前に火除の祈祷を依頼するなど、当院は祈祷を主体として興隆した。

境内は、宇治川東岸にある朝霧橋から、朝日山や仏徳山（大吉山）に上がる傾斜地上に寺地を占め、境内のほぼ中央に本堂が西面して建つ。

本堂は身舎を桁行四間、梁行四間とし、背面に壇を突出させ、さらに一間の庇を付ける。身舎内部は北寄り三間を須弥壇室とし、南寄り一間を護摩壇室とする。須弥壇室は中央後ろ寄りに来迎柱を建て、須弥壇を据える。護摩壇室は天井に煙抜きが設けられており、当初は中央後ろ寄りに護摩壇を据えていた。正面向拝は須弥壇室に合わせているため、建物全体から見ると北に寄って取り付く。正・側面の屋根は本瓦を葺くが、背面は垂木に槌破風を付け、棧瓦を葺き下ろす。

本堂は棟札より、延宝四年（一六七六）に宇治代官上林峯順重胤かんばやしほうちゅんじげたねほか



内部 須弥壇室側



内部 護摩壇室側

上林家一門が造営に携わり、大工秋篠兵庫藤原吉兼あきしのひょうしんぶじわらよしかねにより建てられたことが判明する。当大工は寛文から延宝年間（一六六一〜一八〇）の黄檗山萬福寺伽藍造営に名が見え、以来代々萬福寺大工を世襲している。当堂では、向拝柱に黄檗様の角形礎盤が見られる程度であり、柱上に舟肘木を用い正面に半部を吊るなど、全体としては和様の意匠で統一されている。また、屋根大棟には延宝五年（一六七七）五月の年紀がある鬼瓦が据えられ、宇治住山田源左衛門悉藤原正勝の名が記される。

以上のように、本堂は、建立当初から須弥壇室と護摩壇室を分けながら、全体としては一つ屋根で納めた左右非対称の平面としており、祈祷を重視する当院の性格を反映させた他に余り例を見ない建物である。史料から建立年代及び造営に関わる人物も判明しており、歴史的・学術的価値の高いものとして、貴重である。

（竹下弘展）

美術工芸品

ほうおんじほんどうしょうへきが
報恩寺本堂障壁画

ぶんりん
文麟筆

四十四面 (絵画・指定)

舞鶴市字与保呂一〇九

宗教法人報恩寺

紙本墨画淡彩山水図 襖貼付八

紙本墨画淡彩群鶴図 襖貼付十八

紙本墨画淡彩虎図 襖貼付四

紙本墨画淡彩龍図 襖貼付八

紙本墨画淡彩群仙図 襖貼付六

法 量 (単位センチメートル)

山水図 一七二・三〇一七二・六〇九一・五〇九二・二 (四面)

一七四・一〇一七四・二〇八七・〇〇八七・三 (二面)

一四一・五 × 八八・六〇八九・四 (二面)

群鶴図 一七二・三〇一七三・〇〇八五・七〇九二・五 (一八面)

虎図 一七三・六〇一七四・二〇八七・〇〇八七・一 (四面)

龍図 一七二・三〇一七二・五〇九一・五〇九二・一 (八面)

群仙図 一七三・六 × 八七・〇〇八七・一 (二面)

一七二・二〇一七二・六〇九一・一〇九二・五 (四面)

品質構造 紙本墨画淡彩襖貼付装

保存状況 破れ等が随所に見られる。

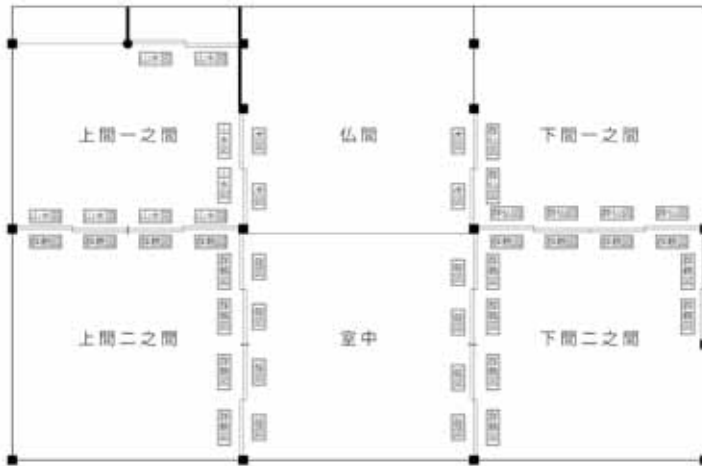
記 録 山水図 翠蓋楼／文麟「□□」(白文方印)「□□」(朱文方印)

群鶴図 丙申初秋／文麟「□□」(朱文方印)「□□」(白文方印)

丙申秋日／文麟「松濤舎官」か(白文方印)「文麟」(朱

文方印)別紙貼付

配置図



室内 (室中から南西を見る)

時代 天保七年(一八三六)

群仙図 丙申秋日／文麟「□□」「□□」(朱文連印)

龍図 丙申秋日／文麟(損傷のため以下判読不可)

文麟「松濤舎官」か(白文方印)「文麟」(朱文方印)

文麟「文麟之印」「字□」(白文連印)

文麟「文麟之印」「字□」(白文連印)

虎図 文麟「文麟之印」「字□」(白文連印)

図 様

山水図 連続する情景を八面にわたり描いている。画面右から四面には近景として岩山を描き、山道を歩く二人の樵を遠近に一人ずつ配する。続く二面には画面奥へと続く水面を描き、水辺には庵で歓談する中国人物を描く。残る二面には牛飼と二軒の庵を描く。

群鶴図 全十八面に水波と八羽の白鶴を描く。上間二の間画面右側四面には岩上でたたずむ三羽の鶴を描き、続く四面には波上を飛ぶ二羽を向かい合う姿に描く。下間二の間画面右側二面には波間をのぞき込む鶴を一羽、続く四面には岩上の二羽を描き、残りの四面には大きくうねる波の情景のみを描く。

虎図 仏間東西の各二面に虎四頭を描く。西面の画面右上には岩間の滝を描き、左には口を閉じ大きく振り返る虎及びその乳を飲む子虎二頭を描く。東面には同様に大きく振り返る虎一頭を、口を開く姿で描く。

龍図 中間二の間の東西各四面に雲中の龍を描く。いずれも画面右から第三面で顔を見せており、西面は口を開ける姿で、東面は口を閉じる姿で描かれる。

群仙図 六面にわたり群仙を描く。画面左端の卷子に乗り飛来する列子の先頭に、白髭をたくわえ籠を傍らに置いて坐す仙人と二人の童子、杯を持ち坐す仙人、寿老と鹿、籠を持つ童子を伴う仙人、籠を肩にかける女仙、鉄拐、蝦蟇仙人と蝦蟇、黄初平と羊に変じる石を描く。

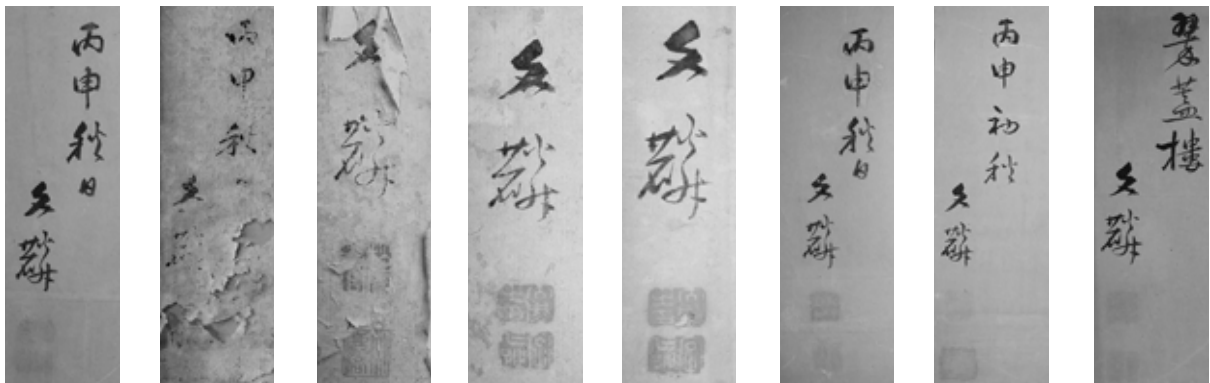
報恩寺は東舞鶴の南東、与保呂谷の南側に位置する臨濟宗天竜寺派の禅宗寺院で、開山は春屋妙葩と伝える。本堂に現存する本作は落款印章

から文麟の号を持つ絵師の制作になることが知られ、従来から塩川文麟（一八〇八—一八七七）であるとされてきた。文麟の落款印章を有する障壁画が当寺のほかにも南丹市西来寺、綾部市禅徳寺、舞鶴市東山寺（款記「丙申夏日」すなわち天保七年）に伝わったほか、舞鶴市龍勝寺に山釈迦図及び文殊菩薩像、滋賀県竹生島宝厳寺に龍図絵馬（天保九年、「若州藩中増田幸次郎橋正挙」奉納）、福井県敦賀市善妙寺に岩上如来像が伝来する。岩上如来像の款記が「天保十一年庚子晩夏／為父祖冥福 塩川文麟薰沐拜写」とあることから、天保年間に塩川文麟が現在の京都府北部から福井県嶺南にかけての地域に滞在していたと考えられ、作風の面から見ても本作は塩川文麟の筆になると見るのが妥当である。なお、本作の制作された前年にあたる天保六年仲春の花安居の列席者を記した「養老山報恩寺禅茶策進会闔衆名簿」には禅徳寺・東山寺・龍勝寺が記されており、文麟の同地滞在の背景に寺院間の繋がりがあつたことを示唆する。

配置は上間一の間と山水図、上間二の間及び下間二の間に群鶴図、仏間に虎図、室中に龍図、下間一の間に群仙図となつている。山水図は、文麟が師事した岡本豊彦の表現に近いが、水墨と淡彩によつて示される奥行きある空間の構成は文麟の作風として特筆されるものである。群鶴図は写生派の画家が多く制作しているが、十八面に及ぶ大規模なものは類例が少ない。よく知られる作例としては、本作同様、波濤と鶴を三室にわたり描いた亀岡市金剛寺の円山応挙筆紙本淡彩波濤図が挙げられる。本作はこれと比べ柔和な表現を見せており、応挙の表現がその後の世代に継承され展開した様子を示すまとまった遺例として貴重である。写生的作風を見せる虎図は、その姿態やうねりの多い輪郭など、円山派や四条派よりもむしろ岸派の表現に近く、文麟の画域の広さを感じさせるものである。龍図についても同様の写生的傾向がみられ、特に丹念な毛描きや鱗の描写などに、実在感をもたらす表現への志向が看取される。群仙図は余白を多くとり、淡



山水図（上間一之間 北面）



群仙図

龍図
(西面)

龍図
(東面)

虎図
(西面)

虎図
(東面)

群鶴図
(下間二之間)

群鶴図
(上間二之間)

山水図

落款印章

彩で仕上げるなど品良くまとまった画面となっている。群仙のしぐさや表情には飄逸さがあり、細部も丁寧に描きこまれる。これらは高度な画技を見せる作品群として高い価値を有しているが、文麟の画業を考察する上でも注目すべきものである。とりわけ、「へ」字形を連ねるような皴は山岳や岩に全画面を通じて用いられており、天保期の文麟の特徴と指摘できよう。

文麟は幕末から明治にかけての京都で活躍した絵師で、当時を代表する作家の一人である。十八世紀後半に展開した円山応挙等の画業を契機として影響力を増していった写生的作風であったが、文麟は応挙門下の呉春ごしゅんの流れに連なる有力画家として、近世から近代に至る過渡期に重要な役割を果たしたと評価される。幸野楳嶺こうのばいれいや野村文挙のむらぶんきよに代表される多くの弟子を育て、晩年にあたる明治初期には画壇を率いる存在として知られた。本作で採用されている画題はいずれも京都の諸派が数多く制作したものであるが、文麟の優れた画技をよく示しており、江戸時代後期における、いわゆる円山四条派の画作を代表する作例のひとつに挙げるべきものである。

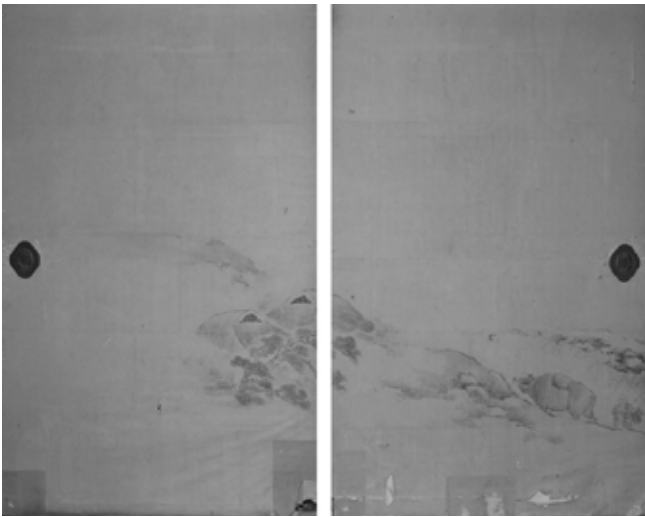
このように、京都の絵画史上重要な役割をはたした塩川文麟の代表作として本作は注目される。丹後地域に数多くの優れた障壁画が残される中において、江戸時代後期の絵画の傑出した作例といえる。各所に損傷が見られるが、幅広い画題により建築空間を荘厳した障壁画が全体として伝わる点も重要であり、十全な保全が望まれる。

(中野慎之)

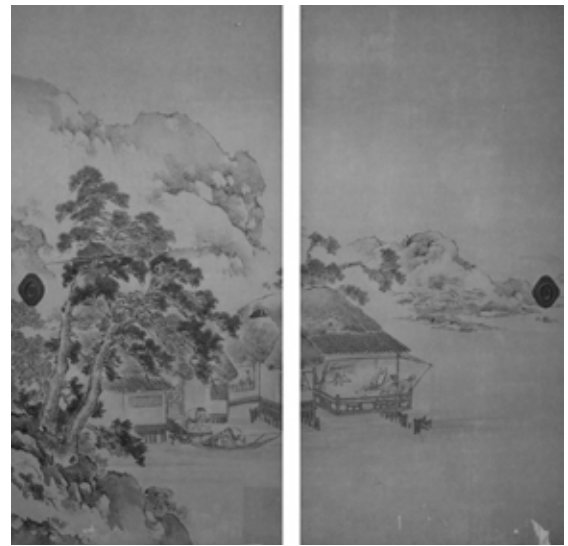
主要参考文献

岩田由美子「研究ノート・塩川文麟の画歴について」

『滋賀県立近代美術館研究紀要』第一号 平成七年



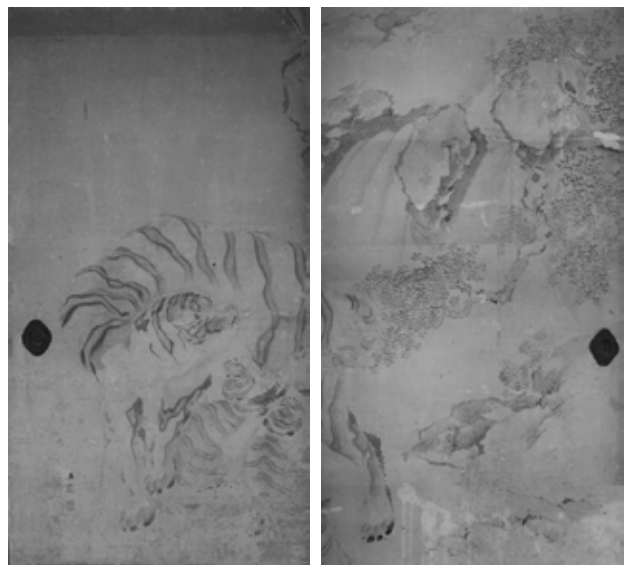
山水図（上間一之間 南面）



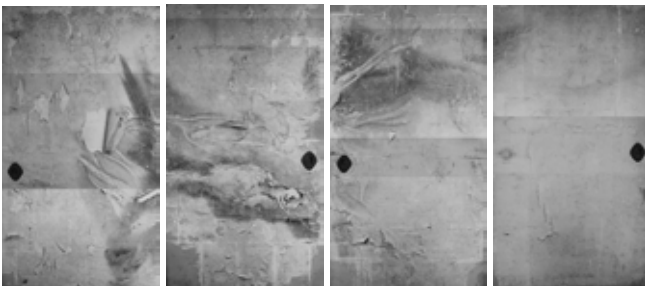
山水図（上間一之間 西面）



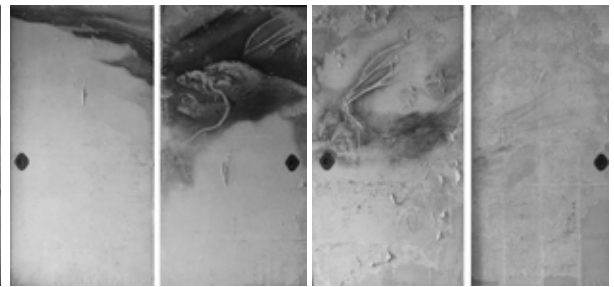
虎図（仏間 東面）



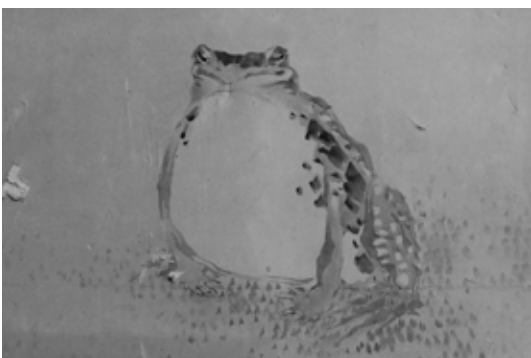
虎図（仏間西面）



龍図（室中 東面）



龍図（室中 西面）



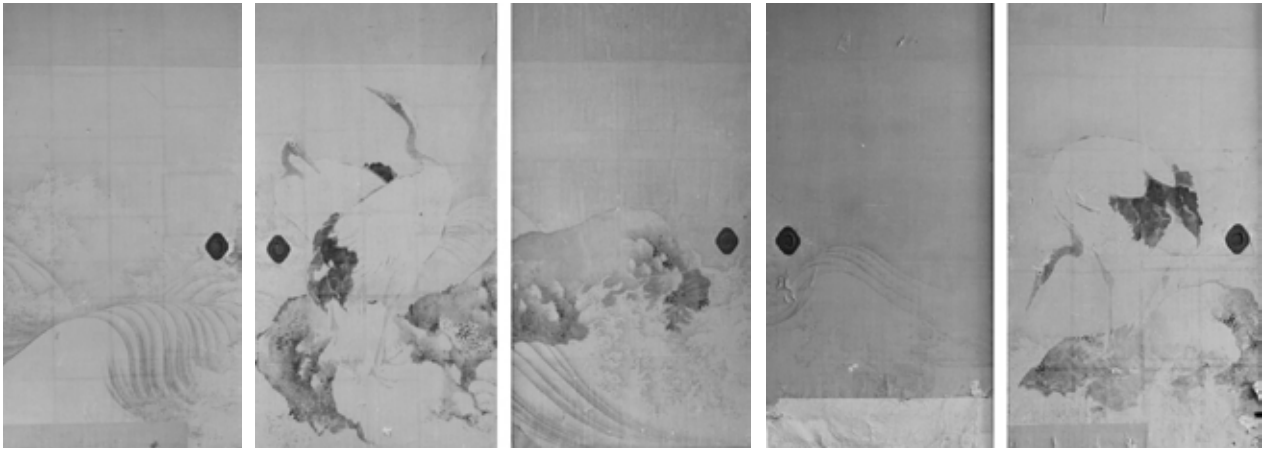
群仙図（東面部分）



山水図（南面部分）

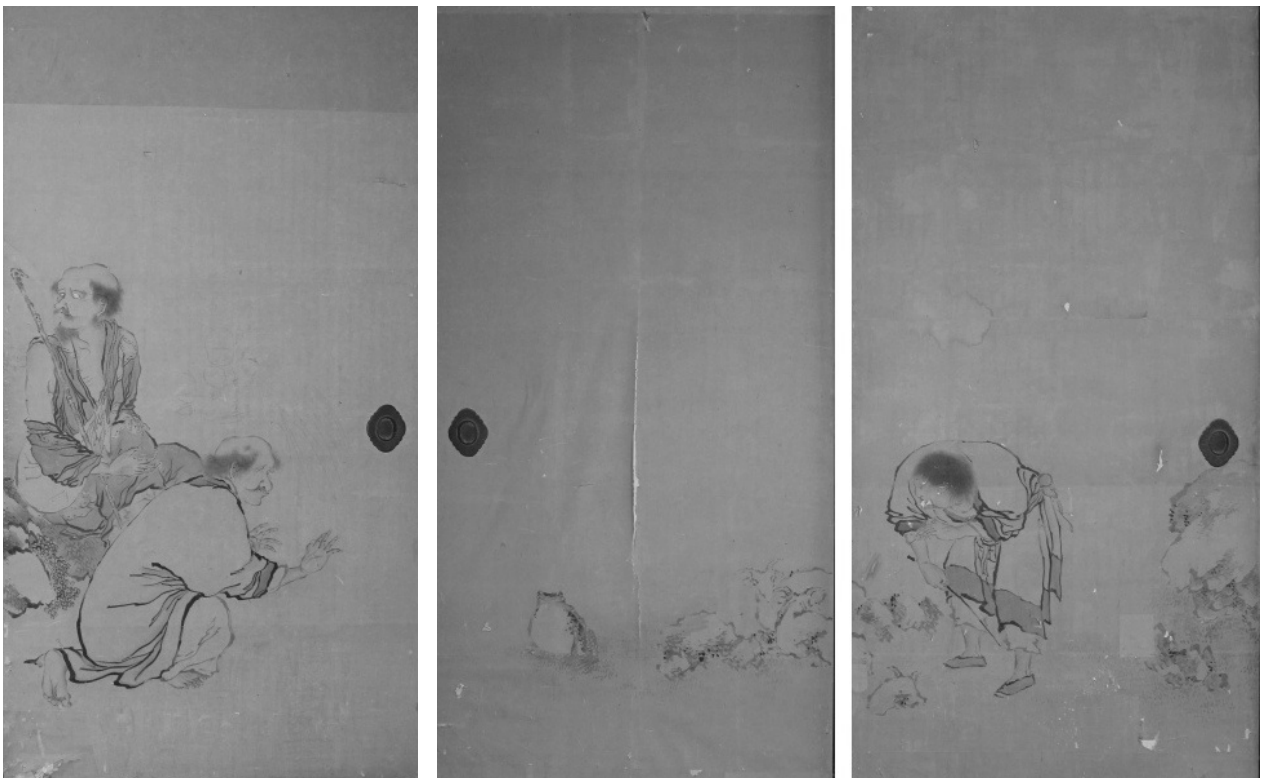


群鶴図（上間二之間 西面）

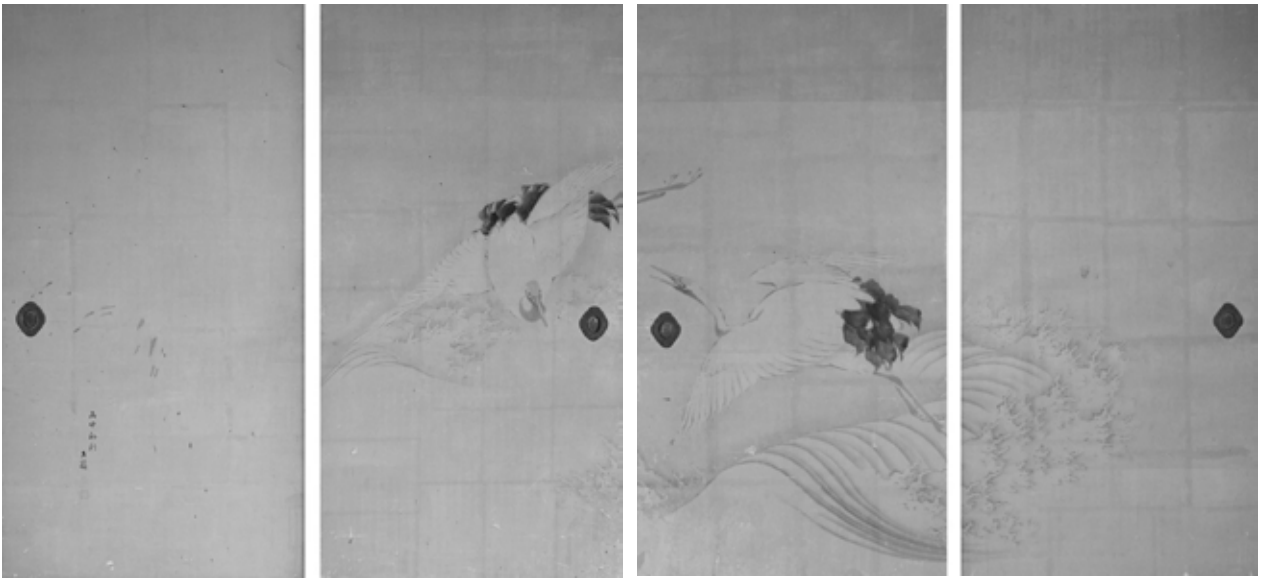


群鶴図（下間二之間 南面）

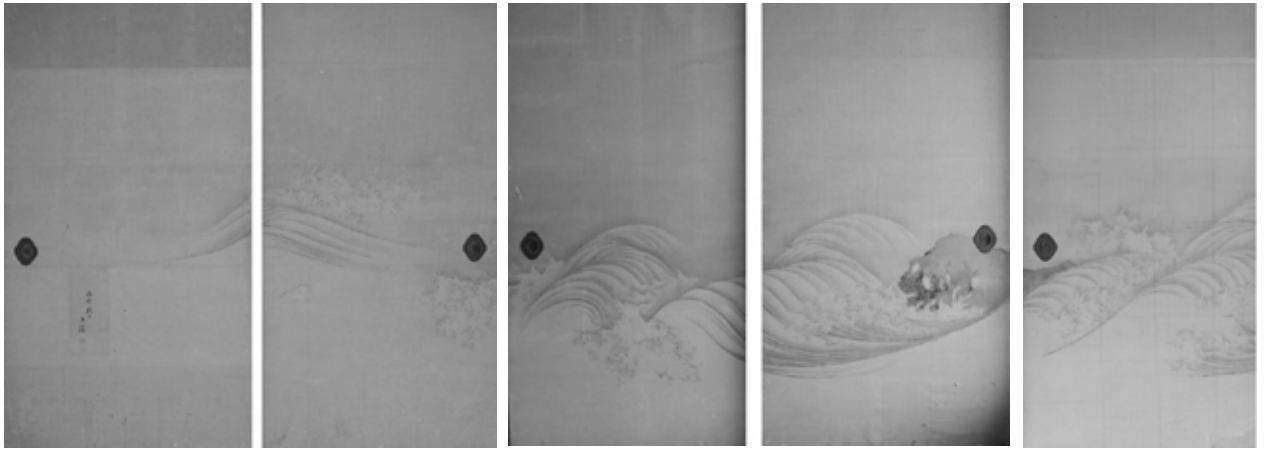
群鶴図（下間二之間 西面）



群仙図（下間一之間 東面）



群鶴図（上間二之間 南面）



群鶴図（下間二之間 東面）



群仙図（下間一之間 北面）

木造神像^{もくぞうしんぞう}

女神坐像 七軀

一六軀（彫刻・指定）

保存状態 髻、後補。

が交互に配され、^{はたぎ} 鯨袖内側に白色地に黒色で総を描く。

内一軀の像底に康治二年二月十一日、願主頼親、請造并開眼

延尊、木造睿与、静仁等の銘がある

男神像 七軀

僧形神像 二軀

附 神像形 二軀

京都市西京区嵐山宮町三

宗教法人松尾大社

一 女神像 その一 櫛谷社・宗像社旧安置

法 量 像高 四二・八センチメートル

形 状 頭髪を前・両側方に十一条に束ねて結び上げ、後方は七条を束ね肩辺まで垂らしたあとゆるく結び上げ、頂で髻を結う。

內衣一枚を左衽に^{さじん}着し、^{がいと}襠衣を着し、胸前で拱手して坐す。

品質構造 ケヤキか、一材製、内^{うち}削りなし。木心を右腰脇辺に籠める。

木心から最も遠い彫刻面までの長さ（木心からの最大径）

二六・一センチ。髻は別材^は短ぎ。表面全体に灰墨漆がかかり、

下衣の襟は、白地に黄褐色と白色の二重円文（全形・半截形）



女神像 その1



女神像 その2

一 女神像 その二 月読社旧安置

法 量 像高 五五・八センチメートル

形 状 頭髪を前・両側方に八条を束ねて結び上げ、後方に六条を束ね肩辺までいったん垂らしたあとゆるく結び上げ、頂で髻を結う。內衣二枚（下層は大袖衣）を右衽に着す。その上に

襠衣を着し、腰帯をしめ坐す。両手先を差し出して仰ぐ。左手掌は持物（亡失）を執ったと見られる。

クスか、一材製、内削りなし。頭体根幹部（両手上膊部、両

腰脇部を含む）を一材から彫出する。髻、両肩に垂れる毛束

先端、鯨袖外側、大袖衣の袖口差入れとその先端を短ぎ、両

手先を袖口に差入れて短ぎ。両足部に横一材、大袖衣裾先に

一材を短ぐ。両肩前に釘打込みあり。

黒漆、白色下地、彩色。肉身部を白色に、頭髪を黒色に塗り、

頭髪に^{さいし}釵子を白色であらわす（いずれも補彩）。內衣上層と

■襠衣は、緑地、切金五ツ菱入り二重斜格子文に、褐色の丸

文散らし（赤色八弁花四個を配する）。襟は連珠と列弁刻出、

前者に漆箔、後者の内区に赤・薄い褐色・白の^{うんげん}纏、外区に

緑・薄い緑・白の纏と別の纏（不明）を交互に配する。

鯨袖の総は白地に赤の線、端に黄色にぼかし。內衣上層の襟

および裾は黄褐色・白・黄褐色の三段。內衣下層（大袖衣）

は赤色地、切金四ツ菱入り二重斜格子文に丸文散らし（緑地

に花五個を配する）。

記 録 (像底墨書)

秦種愷拜

寛保元年辛酉秋七月日

重奉潤色尊容及両手也

保存状態 髻・右手第三・四指、後補。彩色後補。持物亡失。

一 女神像 その三 櫛谷社・宗像社旧安置

法 量 像高 三三・六センチメートル

形 状 頭髪を束ねて結び上げる。內衣二枚を右衽に着す。■襦衣(襟に紐・連珠・紐・列弁刻出)を着し、領巾ひれを掛け、胸前で拱手して坐す。

品質構造 カヤか、一材製、内割りなし。木心を中央やや左寄りに籠め、木心からの最大径一五・八センチ。髻用の孔二個。下衣の襟は黄色、■襦衣に花文を散らす。

記 録 (像底墨書) 櫛谷 康治二季二月十一日(己/巳)

始之奉造 願主本社神主頼親

請造并開眼備後講師延尊

木造二人 睿与

静仁

保存状態 髻、亡失。



女神像 その3



女神像 その3 像底

一 女神像 その四 三宮社旧安置

法 量 像高 二九・八センチメートル

形 状 頭髪を束ねて結び上げ、內衣一枚、■襦衣(襟は無文)を着し、領巾を掛け、胸前で拱手して坐す。

品質構造 クスか、一材製、内割りなし。木心を中央やや左寄りに籠め、木心からの最大径二三・六センチ。彩色不明。

記 録 (像底墨書) (始)

「 □ □ 奉

(造) □ □ 神

願主本社 □ 頼親

(後講) (延)

□ □ □ □ 尊

(睿)

□ 与

□ □

保存状態 面部、像底周辺、朽損が著しい。

一 女神像 その五 金比羅社旧安置

法 量 像高 二九・四センチメートル

形 状 頭髪を束ねて結び上げ、內衣・■襦衣(襟は無文)を着し、領巾を掛けて坐す。

品質構造 ケヤキか、一材製、内割りなし。木心は像背から少し外れるところを通り、推定木心からの最大径二二・〇センチ。彩色不明。

保存状態 頭部、首より下部、朽損が著しい。



女神像 その4

一 女神像 その六

法 量 像高 三五・二センチメートル

形 状 ■襦衣（襟は無文）を着し、領巾を掛けて坐す。內衣は彩色であらわしたか。

品質構造 クスカ、一材製、内割りなし。木心を中央に籠める。木心からの最大径一二・五センチ。

保存状態 体部は損傷が多い。頭部はほかの像からの転用。

一 女神像 その七

法 量 像高 三二・二センチメートル

形 状 頭髮を左右に分けて背に垂らし、衣（単か）を着し坐す。腹部に腹帯（張袴か）。左手は腰前で掌を内側にし、右手は腹前で掌を内側にし、指をそろえる。

品質構造 ケヤキか、一材製、内割りなし。木心は像背から少し外れたところを通る。推定木心からの最大径一五・七センチ。黒漆塗り、白色（下地）。彩色不明。

保存状態 下半身が欠失する。



女神像 その5



女神像 その6

一 男神像 その一 衣手社旧安置

法 量 像高 四二・八センチメートル

形 状 巾子冠をかぶり、纓を背に垂らす。口上と顎にひげを伸ばす。袍を着し、拱手して坐す。巾子の根本に左右に通る丸孔（髻亡失）、少し脇に縦丸孔、背左腰脇に丸孔がある。

品質構造 広葉樹か、一材製、内割りなし。木心は両足先から少し外れるところを通る（推定木心からの最大径一四・九センチ）。肉

身部肌色。頭髮墨（耳うしろから後頭部に残る）。目は白目

白色、黒目墨、目頭・目尻赤、両まぶた墨線、唇赤、ひげ墨、袍赤、袴緑青に墨で格子文・平行線文。

保存状態 持物、簪、亡失。像底周辺、朽損が著しい。

一 男神像 その二

法 量 像高 三八・四センチメートル

形 状 巾子冠をかぶり、纓を背に垂らす。口上と顎にひげを伸ばす。袍を着し、拱手して坐す。両足部欠失（朽損）。巾子の根本に左右に通る丸孔（簪亡失）、少し脇に縦丸孔、背左腰脇に丸孔がある。

品質構造 クスカ、一材製、内割りなし。木心は像背左方を通る（推定



女神像 その7



男神像 その1

木心からの最大径一八・三センチ。肉身部白色、眉墨毛描き、両まぶたに墨線、顎ひげ薄墨、袍緑。
保存状態 持物、簪、亡失。像底周辺、朽損が著しい。

一 男神像 その三 四太神社旧安置

法 量 像高 三九・〇センチメートル

形 状 巾子冠をかぶり、纓を背に垂らす。顎ひげを伸ばす。袍を着し、拱手して坐す。

品質構造 クスカ、一材製、内割りなし。木心は前方に外れる。彩色不明。
保存状態 持物、亡失。両足部が欠失する（朽損）。

一 男神像 その四 四太神社旧安置

法 量 像高 三一・六センチメートル

形 状 巾子冠をかぶり、袍を着す。坐すと思われる。
品質構造 クスカ、一材製。
保存状態 前面すべて欠失（朽損）。

一 男神像 その五 一挙社旧安置

法 量 像高 四九・四センチメートル

形 状 巾子冠をかぶり、袍を着す。拱手して坐す。

品質構造 クスカ、一材製、内割りなし。木心は中央を通る。推定木心からの最大径一六・二センチ。漆塗り。
保存状態 持物、亡失。前面、朽損が著しい。両足部が欠失する（朽損）。

一 男神像 その六

法 量 像高 四〇・八センチメートル

形 状 巾子冠をかぶり、袍を着す。顎ひげをのばす。笑相。巾子の根本に左右に通る丸孔（木製の棒が残存）。

品質構造 広葉樹か、一材製、内割りなし。木心は像背から外れる。彩色。
保存状態 持物、上部欠失。体部の前面・背面、朽損が著しい。両足部が欠失する（朽損）。

一 男神像 その七

法 量 像高 三三・〇センチメートル

形 状 巾子冠と推定される冠（大部分が亡失）をかぶり、袍を着す。拱手して、坐すと思われる。顎ひげをのばす。目もと、口もとを上げる（笑相）。

品質構造 クスカ、一材製。彩色。
保存状態 頭部・両体側部・両足部・背面欠失（朽損）。



男神像 その2



男神像 その3



男神像 その4



男神像 その5



男神像 その6

一 僧形神像 その一

法 量 像高 四〇・五センチメートル

形状 円頂、頸部二道。僧綱襟そうこうえりとなる僧祇支そうぎし（內衣）を右衽に着し、右肩に覆肩衣ふっけんい（横被か）を着し、上に袈裟をまとい左肩から紐で吊る。左手は屈臂くつびし、胸前で持物（棒状のものが残存）を執る。右手は腹前で掌を仰ぐ。

品質構造 ケヤキか、一材製（両手のすべてを含む）、内刳りなし。木

心はほぼ中央を通る。木心からの最大径一四・〇センチ。黒

漆塗り、白下地、彩色（詳細不明）。

保存状態 両足部、大部分欠失（朽損）。

附 一 神像形 その一

法 量 像高 二八・〇センチメートル

形状 袍を着すか。右足膝を外側に曲げる。品質構造 針葉樹か、一材製、内刳りなし。保存状態 全体に朽損が著しい。

一 神像形 その二 櫛谷社・宗像社旧安置

法 量 像高 九・九センチメートル

形状 頭上に髻状のものを著す。天冠台を著す。大袖衣と鱗袖衣を着す。両手を胸前に差し出し蓮台を捧げ坐す。

品質構造 ヒノキか、一材製、内刳りなし。木心を像背遠くに外す。

彩色、頭髮墨、肉身部綠色、着衣白。

保存状態 表面全体、損傷。

一 僧形神像 その二

法 量 像高 三五・三センチメートル

形状 円頂、僧綱襟となる僧祇支（內衣）を頸もとまでつめて右衽に着し、袈裟をまとう。袍を着すか。右足膝を外側に曲げる。品質構造 ケヤキか、一材製、内刳りなし。木心は像背右寄りに通る。木心からの最大径二一・五センチ。黒漆塗り、彩色（詳細不詳）。

保存状態 背面、朽損が著しい。左手臂から右上膊部にかけて、下

部欠失（朽損）。

時代 平安時代後期〜鎌倉時代

松尾大社の撰社・末社に安置されていた神像群で、神庫などの整理に伴い調査され、概要が知られるところとなった。月読社には女神像（その二）、櫛谷社・宗像社には女神像（その一・その三）及び神像形（その二）、三宮社には女神像（その四）、衣手社には男神像（その一）、四太神社には男



男神像 その7



僧形神像 その1



僧形神像 その2



神像形 その1



神像形 その2

神像（その三・その四）、一挙社には男神像（その五）、金比羅社に女神像（その五）が伝わった。その他の伝来の詳細については不明である。現在では櫛谷社・宗像社は併祀（へいし）されており、月読社・櫛谷社・宗像社が摂社、衣手社・一挙社・三宮社・四太神社、金比羅社が末社となっている。

女神像（その二）は特に保存状態がよく、制作も非常に優秀なものである。同時期の仏像に遜色ない本格的な技術を見せており、同時代を代表する神像と評価されよう。また、女神像（その三）像底の銘記は康治二年（一一四三）であり、女神像（その四）の銘文も判読可能な部分から、ほぼ同内容であると推察される。平安時代に遡る神像の造像銘は数例しか知られず、神像の銘としては最古例に属することになる。ここに見える睿与、静仁は仏師と見られ、神像の制作者名が判明する点は貴重である。なお、銘文中に願主として見える秦頼親は大治二年（一一二七）に松尾社神主に任じられた人物であり、松尾社一切経（妙蓮寺蔵）のうち天承元年（一一三一）から保延四年（一一三八）までの書写における願主としても知られている。

全体に共通する構造上の特徴としては、いずれの像も一木造で、多くが木心を含む点が挙げられる。特に女神像（その七）及び僧形神像（その二）が両手先まで共木彫出である点は、一木造への固執を示すと思われる。これは同時代の彫刻と比較すれば異例の構造であり、神像の持つ構造上の傾向として注目される。また、様式について見れば、顔の肉付きが豊かで丸みを帯びており、体軀の抑揚が少なく、衣文が控えめである点が挙げられる。加えてやや前傾の姿勢をとり、肩を丸く処理する像も多いなど、平安時代後期の彫刻の柔和な特色を示しており、制作はおおよそこの時期とみて大過ないであろう。朽損の甚だしい像が多く含まれるものの、現在確認される部分からも優れた造形を見せていたことは明らかであり、神像の優品のまとまった現存作例として全体として価値が高い。また、特色ある造形として男神像（その六）が「へ」字形の眼やめくりあがる唇によって示

している笑相が指摘される。神像中には類品が少なく、古楽面との間に造形上の関係が想定されるものである。

このように、優品としての評価に加え、平安時代に遡る希少な基準作を含む点は注目されるものであり、類例の少ない表現上の特色も見られるなど貴重な神像群と言える。全体としても松尾大社信仰を考察する上で重要な意味を持つものであり、損傷が進んだ像が多いものの、優れた造形を示す像が多数伝えられたことの価値は高く、一括して保存をはかるものである。なお、附の神像形二軀については、制作年代等について検討を要するが、一括しての保存を提案したい。

主要参考文献

伊東史朗編集『松尾大社の神影』平成二三年、松尾大社

（中野慎之）

その他の法量

（単位㎝。現状。中子冠をかぶるものについては、像高は中子頂から、髪際高は磯かちとする。）

像高	髪際高	頂・額	面長	面幅	耳張（髪際）	面奥	胸厚	腹厚	背張	膝張
女神像（その一）	四二・八	三三・六	一一・二	八・八	一一・六	一一・五	一一・一	一一・一	一一・四	二六・九
女神像（その二）	五五・八	四六・四	一七・九	一一・九	一〇・四	一五・一	一四・九	一七・三	三〇・二	四二・三
女神像（その三）	三三・六	二九・五	七・八	六・五	六・三	九・七	九・四	・	一九・二	二七・五
女神像（その四）	二九・八	二五・七	一〇・六	六・四	五・九	七・三	七・一	七・四	・	二七・〇
女神像（その五）	二九・四	二五・四	一〇・六	七・四	六・〇	八・〇	・	六・六	・	一七・七
女神像（その六）	三五・一	・	二・六	七・九	・	四・四	八・二	・	・	・
女神像（その七）	三二・二	二九・一	一〇・六	七・〇	五・三	八・二	九・三	八・〇	九・八	二二・二
男神像（その一）	四二・八	三二・五	・	六・四	八・五	八・四	八・三	・	・	二六・七
男神像（その二）	三八・四	二八・五	・	六・五	六・二	八・八	八・七	・	・	一九・七
男神像（その三）	三九・〇	三二・七	・	六・八	八・九	八・四	七・六	・	・	一七・五
男神像（その四）	三一・六	・	・	・	・	・	・	・	・	・
男神像（その五）	四九・四	三九・三	二二・四	八・五	八・九	一一・〇	一五・二	一三・八	・	二八・二
男神像（その六）	四〇・八	二八・七	・	七・三	九・七	九・五	一一・三	・	・	・
男神像（その七）	三三・〇	・	・	七・〇	七・〇	・	・	・	・	・
僧形神像（その一）	四〇・五	・	二二・六	七・七	一一・六	一〇・三	一四・〇	一五・〇	二六・九	・
僧形神像（その二）	三五・三	・	二二・六	一〇・三	一一・〇	一一・二	一一・三	一四・三	一四・三	二九・八
附 神像形（その一）	二八・〇	・	・	・	・	・	・	・	・	・
神像形（その二）	八・〇	・	・	・	・	・	・	・	・	・

唐衣裳装束 伝東福門院所用 一式（工芸品・指定）

京都市左京区鹿ヶ谷御所ノ段町一二
宗教法人靈鑑寺（京都国立博物館寄託）

一	唐衣	萌葱亀甲繫地菊花文二陪織物	一領
一	裳	白穀織地鳳凰桐文彩繪	一腰
一	懸帶	萌葱亀甲繫文浮織地鳳凰桐文繡	二条
一	表着	紅雷文繫地菊花文二陪織物	一領
一	打衣	紅地繁菱文固織物	一領
一	五衣	白地菊唐草文固織物	一領
一	単	紅地幸菱文浮織物	一領
一	下裳	赤平地花樹文繡	一腰
一	長袴	赤精好	二腰
一	打袴	赤平絹	一腰
一	檜扇	金雲鳳凰桐文彩繪	一握
一	髪上具	平額 釵子 髻	一具
一	几帳	白綾地桐鳳凰文繡	二枚

以下、法量の単位はセンチメートル

一	唐衣	萌葱亀甲繫地菊花文二陪織物	一領
法	量	丈	八四・五
		拵	六二・〇
		文丈	二一・〇―三二・〇
		窠間幅	一〇・一―一〇・二
		裏地	文丈 二・五
		窠間幅	四・〇

品質形状

袷仕立て。表地は萌葱の二陪織物、裏地は濃萌葱の固綾を用いる。衿先に裏地と同裂で髪置きを付ける。袖口に袷を取る。衿付けは裁切を用いる。表地は経緯濃さの異なる萌葱糸を用い経三枚綾地に地緯で亀甲文を、白絵緯糸で主文の菊花文を表す。

保存状態 良好。
裏地は緯三枚綾地に経六枚綾で繫菱文を表し、板引を施す。

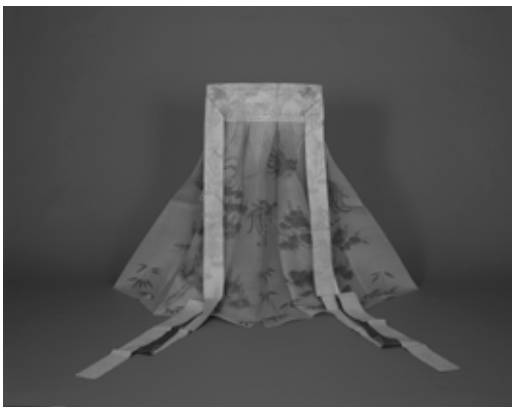
一	裳	白穀織地鳳凰桐文彩繪	一腰
法	量	丈	一〇一・〇
		大腰	縦 一八・〇
		引腰	縦 九・二
		引腰裏地	文丈 二・七
		窠間幅	四・〇
		横	五六・〇
		横	三一・〇

品質形状

裳は白穀織に彩繪を施す。幅約二五センチメートルの裂（生糸の穀織）を八枚接ぎ合わせ、鳳凰・桐・竹を顔料彩色する。単。裂端は縫付けず紙芯入りの糊捻りが施される。大腰・引腰の表は、窠に霞文の白浮織物に刺繡を施す。裏地に萌葱文の固綾を用いる。刺繡は白撚り紐二本を綴じて表す。大腰・引腰の裏地は唐衣裏地と同裂。
刺繡の止め糸に外れが見られる。



唐衣 表着



裳

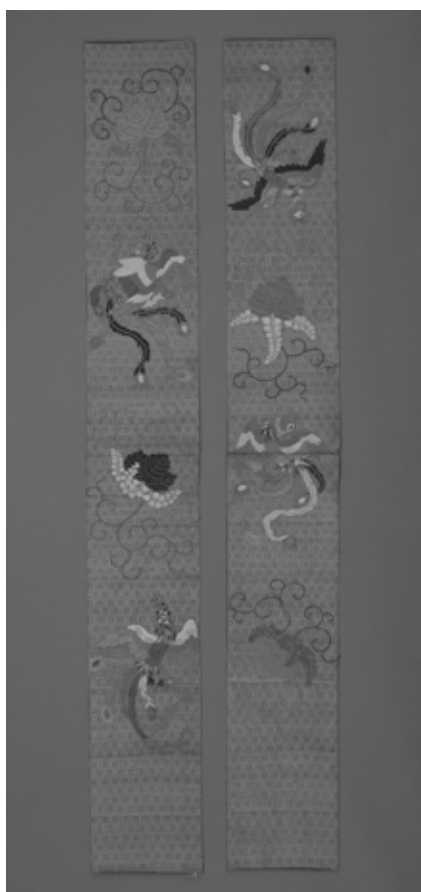
一 懸帯 かけおび 萌葱亀甲繫文浮織地鳳凰桐文繡 二条
 法 量 丈 一三六・五 幅 一八・五
 裏地 丈文 二・八 窠間幅 四・〇

品質形状 袷仕立て。表地は萌葱の浮織物、裏地は濃萌葱の固綾を用いる。表地は経緯濃さの異なる萌葱糸を用い経三枚綾地に緯浮で亀甲文を織り出す。裏地は緯三枚綾地に経六枚綾で繫菱文を表す（唐衣と揃い）。板引を施す。表地に鳳凰桐文を刺繡で表す。駒縫の留糸に外れが見られる。

一 表着 うわぎ 紅雷文繫地菊花文二陪織物 一領
 法 量 丈 二〇五・五 衿 七四・五
 丈文 二一・〇―二二・〇 窠間幅 九・三

品質形状 袷仕立て。表地は紅の二陪織物、裏地は紅の薄平絹を用いる。袖口・衿口・裾に施を取る。表地は経緯濃さの異なる紅糸を用いて経三枚綾地に地緯糸で雷文を、主文の菊花文は白絵緯糸で表す。

保存状態 裾切れ、裏地の劣化が見られる。



懸帯

一 打衣 うちぎぬ 紅地繫菱文固織物 一領
 法 量 身丈 二〇八・〇 衿 七四・五
 丈文 五・五 窠間幅 八・〇

品質形状 袷仕立て。表地は紅の綾織、裏地は紅の薄平絹を用いる。袖口・衿口・裾に施を取る。表地は緯三枚綾地に経六枚綾で繫菱文を表す。板引き施す。

保存状態 裏地にやや劣化が見られる。

一 五衣 ごぎぬ 白地菊唐草文固織物 一領
 法 量 身丈 二〇六・〇 衿 七五・〇
 丈文 一五・〇―一九・〇 窠間幅 一〇・〇

品質形状 袷仕立ての衣（表地は白の綾織、裏地は紅色の薄平絹を用いる）を五領重ね、襟上や身頃裾など数点で綴付ける。袖口・衿口・裾に施を取る。衿裾に厚く真綿が入る。表地は経三枚綾地に緯六枚綾で菊唐草文を表す。

保存状態 裾切れ、汚れが見られる。



打衣



五衣



単



下裳



長袴

一 単 ^{ひとえ} 紅地幸菱文浮織物 一領
 法 量 身丈 二一・〇 桁 七九・五
 丈丈 一〇・〇 窠間幅 一四・〇

品質形状 紅の浮織物。裂端は縫付けず糊捻りが施される。経三枚綾地に地緯の浮織で幸菱文を表す。
 保存状態 良好。

一 下裳 ^{したも} 赤平地花樹文繡 一腰
 法 量 丈 一〇五・〇 腰紐幅 八・〇
 頰幅 幅 一九・〇 丈 三八・〇

品質形状 袷仕立て。表地は紅の薄平絹、裏地は黄の薄平絹を用いる。通し腰は一枚裂を取り廻し、右撚・左撚の白撚り糸で腰帯と裳の重なりに大針小針を入れる。表地は茶撚り糸二本揃えの刺繍駒縫で花樹文を表す。
 保存状態 駒縫の留糸に外れが見られる。

一 長袴 ^{ながばかま} 赤精好 二腰
 法 量 (その一) 丈 一六一・〇 腰紐幅 二一・〇 腰前幅 四九・〇
 (その二) 丈 一五四・〇 腰紐幅 一九・〇 腰前幅 五三・五

品質形状 袷仕立て。表地・裏地ともに赤色の生絹の精好を用いる。通し腰は一枚裂を取り廻し、赤の左右撚り糸で腰帯と裳の重なりに大針小針を入れる。通し腰は、腰に巻く部分を折り細くする。
 保存状態 良好。

一 打袴 ^{うちばかま} 赤平絹 一腰
 法 量 採寸不能

品質形状 (折りたたみから推測) 丈 一六八・〇 幅 八八・四
 袷仕立て。表地・裏地ともに赤の平絹を用いる。表は板引きを施す。
 保存状態 損傷が著しい。

一 檜扇^{ひわうぎ} 金雲鳳凰桐文彩絵

一握

法 量 縦 四四・〇

品質形状 檜の薄板を三十九枚重ねて金物で留め、上端を糸で縫い重ねる。金雲、桐、鳳凰の彩絵を施す。要の金物は小禽、蝶を象る。飾り紐は、茶・萌葱・白・紅・黄を用いる。

保存状態 良好。

一 髪上具^{かみあげぐ}

一具

法 量 平額 長さ 一四・五 幅 一二・〇

釵子 長さ 一四・五 幅 二・二

髷 (その一) 長さ七八・〇 (その二) 七一・〇

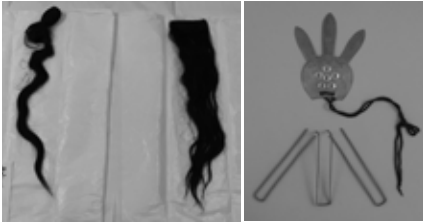
品質形状 平額 下端に弦を切る円形の薄板に、三枚の花弁状の薄板を金具で固定する。円形の薄板には、凹凸により星梅鉢状の装飾を施し、下部に二つの孔をあけ紫の紐を取り付ける。

釵子 棒状の金具を二カ所折り曲げる。
髷 頭髪を束ねる。

保存状態 良好。



檜扇 (表裏)



髷

平額 釵子

一 几帳^{きりょう} 白綾地桐鳳凰文繡

二枚

法 量 丈 一七九・〇 幅 二〇〇・〇

裏地丈文 一五・〇 窠間幅 一〇・二
幅筋 一八〇・五×六・五
丈文 一〇・四―一一・七

品質形状 三枚袷。表地は白無文綾に茶の糸で刺繍を施す。裏地に白茶菊花文綾を、中陪に萌葱無文綾を用いる。いずれも生絹で、糊捻りを施す。約四〇センチメートル幅の裂を五枚接ぎ合わせ、

それぞれの中央に紅地幸菱文浮織物の幅筋が計五枚垂れる。両裂端に五色の飾り紐を附す。表地は茶撚り糸二本を揃え、両繡で桐・鳳凰・蝶・鳥を刺繍する。裏地は経緯異色で、経三枚綾地緯六枚綾で菊花文を表す。駒縫の留糸に外れが見られる。

時代 江戸時代前期



几帳

唐衣裳装束は十二単と通称される女房装束の儀服で、本作は附属品を含め揃いで伝来した。打袴・長袴とその上に着用する下裳・裳、及び単・五衣・打衣・表着・唐衣・懸帯によって構成されており、附属品として檜扇・髪上具を伴う。また二揃の几帳が一具として伝わっている。

後水尾天皇の皇女で靈鑑寺の開山となった月江宗澄（一六三九—一六七八）が東福門院（一六〇七—一六七八）から本作を拝領したといい、東福門院が元和六年（一六二〇）に後水尾天皇の女御として入内した際に着用したものと伝えられる。ただし、輿入れの道具類は実家の家紋を用いるのに対して本作の表着は菊花文であり、入内時の「女御入内御服目録」には見えない額懸裳（下裳）が含まれるなど、入内後のものである可能性が高い。いずれにせよ江戸時代前期の朝廷文化を代表する有職装束の作例であり、制作優秀なものとして評価される。

裳は腰で結びとめるのではなく、中世に成立した懸帯によって肩から吊り下げ着用する。また、額懸裳（下裳）は宝暦前後、懸帯は幕末に廃止されたことが指摘されており、本作に見られるこのような形式は江戸時代前期に特有のものである。東福門院の入内後、寛永元年（一六二四）に再興された中宮冊立に代表されるように、宮廷儀式が多く復興されており、その背景で故事の研究が進められたことが知られる。この装束も有職の検討により仕立てられたものと見られ、後水尾天皇を中心に進められた故実研究・朝儀復興の動向を示す遺品と言える。

優美な姿を見せる本作であるが、江戸時代前期の染織品として資料的価値も高く、何より皆具が揃う女房装束の現存最古の遺例として注目すべきものである。

（中野慎之）

主要参考文献

河上繁樹 『日本の美術三三九 公家の服飾』 平成六年、至文堂

参考資料 「十二単之覚」（靈鑑寺所蔵）

十二単
五衣
打衣
打袴
表着
唐衣
裳
単
額懸裳
懸帯
檜扇
簪額
末額
平額
几帳
紅袴

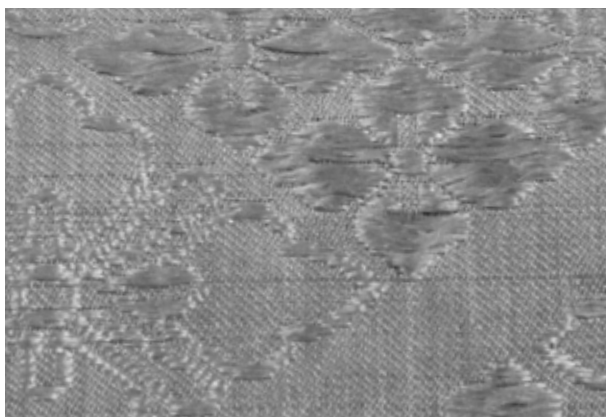
引腰

髪搔
釵子

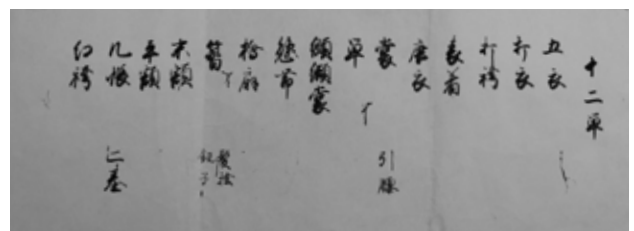
二基



懸帯（部分）



単（部分）



十二単之覚

人面付土器 頭部片 温江遺跡出土

一点

(考古資料・指定)

附 土器 残欠共 一二〇点

石器類 五点

与謝郡与謝野町字岩滝一七九八番地一
与謝野町立農村文化保存伝習センター保管

法 量 残存高 八・五センチメートル

顔の長さ 九・二センチメートル

顔幅 五・六センチメートル

奥行き 七・一センチメートル

時代 弥生時代

温江遺跡は与謝郡与謝野町字温江・加悦に所在する弥生〜平安時代の集落遺跡で、人面付土器頭部片は、平成二〇年度に検出した東西約一〇〇メートルの弥生時代前期集落の西を限る環濠から、多量の弥生土器とともに出土した。この環濠は幅一・六メートル以上、深さ一・一メートルで断面はV字状をなす。

人面付土器頭部片は、残存高八・五センチメートル、顔長九・二センチメートル、顔幅五・六センチメートル、奥行き七・一センチメートルで、首から下を欠損する。土器口頸部や蓋に付けた把手状の装飾と思われるが、きょうはん 共伴土器片のなかに接合する個体はなく、器種・器形は不明である。人頭部を写実的かつ立体的に表現しており、とくに頭頂部から後頭部にかけて作り出した鶏冠状突起が特徴的である。

鶏冠状突起は額から緩やかに立ち上がり、耳のうしろの後頭部付近でお



人面付土器



背面



弥生土器

わる。突起がおわる部分には直交する楕円形突起帯を貼り付ける。楕円形突起帯上には横一条の線刻を施し、上下方向に穿孔する。現状では孔内に白色砂粒が詰まるが、上下の孔の位置が合致するので貫通している可能性が高い。鶏冠状突起と合わせて、髪を束ねて後方に延ばして折り曲げ、櫛か簪で留めた状態を表現していると解釈できるだろう。

目と口は線刻で簡単に表現するが、鼻と耳は粘土を貼り付けて立体的に作り、鼻には二つの孔を、左右耳には各一つの孔をあける。耳の孔は耳たぶ位置で貫通するので、外耳道ではなく耳飾りの孔を表現したものと推測される。眉上の隆起も、鼻からつないで粘土紐を貼り付けて立体的に表現する。入れ墨の表現はない。

頭部正面側は表面を丁寧なナデによって仕上げるが、後頭部の仕上げは粗い。首部の破断面は不整形ながらほぼ平らで、前後方向で長径約六センチメートルの楕円形をなす。内部は中空で粘土紐を積み上げて作った状態が観察できる。胎土は精良で、一ミリメートル弱の白色砂が混じる。焼成

は良好で淡茶褐色を呈する。

顎、上唇の上部、額の各部分に朱色の斑点があり、頭頂部の突起付近にも赤黒い発色が観察できる。理化学分析の結果、顎の赤色斑に有意差は認められないが、頭頂部の赤黒い部分には鉄分が多く、人為的にベンガラを塗布したと推測できる。東奈良遺跡（大阪府茨木市）で出土した弥生時代前期の人面付土器は、表面に朱と漆を塗布しており、温江遺跡の人面付土器も部分的もしくは全体的に赤く彩色していたと思われる。

西日本における弥生時代前期の人面付土器の出土例は一〇例未満と少なく、いずれも首より下を欠損して完形品はない。西川津遺跡（島根県松江）出土例は蓋の把手として機能したと推定されているが、器種・器形のわかる例はほとんどない。ただし、東日本では再埋葬用の蔵骨器として使用された壺形土器の口頸部に、人面を表現する例が多い。

また、西日本で出土した弥生時代の人面付土器や人面を表現した絵画には、温江遺跡の人面付土器頭部片と同様、鶏冠状突起を表現したものが目立つ。鳥装の司祭者を表現したとする説、髪型風俗を表現したとする説などがあるが定説はない。写実的かつ立体的な温江遺跡出土の人面付土器頭部片は、こうした研究課題にも資する点大きい。

京都府内では縄文時代の土偶八点以外には、森本遺跡（向日市）の弥生時代後期の水路から出土した人面付壺形土器顔面部片（京都府指定有形文化財）があるのみである。

温江遺跡出土の人面付土器頭部片は、頭部がほぼ完存し、ベンガラ塗布痕跡を残し、その写実的・立体的な表現とともに、信仰・習俗など弥生時代の文化を理解する上で、きわめて貴重な京都府を代表する考古資料である。

なお、人面付土器頭部片と共伴した弥生土器は、ほとんどが破片で、東側の集落から廃棄されたものと考えられるが、壺・甕・鉢・鉢・蓋など多様な

器種からなり、丹後地域における弥生時代前期土器の一括資料として貴重である。また、同じ環濠から石斧・敲石・円礫などの石器も共伴した。これらの土器片や石器は人面付土器頭部片と同時期のもので、その歴史的価値を保証する一括遺物として、附指定して保存をはかるものとする。

(伊藤 太)

参考文献 財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター「温江遺跡第六次

調査報告」(『京都府遺跡調査報告集』第一三九冊)、平成二二年

岩松保「人面付き土器の系譜―温江遺跡出土の人面付き土器を巡って―」(上・下)(財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター『京都府埋蔵文化財情報』第一一五・一一六号)、平成二三年



出土状況

無形文化財

京料理・会席料理

(指定)

保持者 高橋 英一

京都市左京区在住

無形文化財の概要

京料理は、京都の歴史上形成された日本料理の五体系（大饗料理、精進料理、本膳料理、懐石料理、お番菜）を総合した、出汁を基本とする伝統技術に裏付けられた調理法によって創作される料理と、それを盛りつけ、配膳し、しつらえの中でもてなす伝統文化に根ざした総合的な技能である。

大饗料理は、平安時代以来の公家社会、特に貴族の社交儀礼の中で発達した宴会料理である。定められた切り方、寸法、盛り合わせを重視した調理法を基本とし、素材の味そのままに酢・塩・醬などの調味料で各自味付けする。精進料理は、鎌倉時代以来の禅宗を中心とする寺院社会で、宗教的禁忌によって限られた材料で贅を尽くす野菜を中心とする料理である。そこに煮物や大豆・小麦粉を用いた加工品が登場した。特に煮物料理の発達は、その後出汁を用いる食文化へと展開した。本膳料理は、室町時代以来武家を中心とする社会で発展した饗応料理である。式三献の酒礼や七五三の膳といった祝儀の意味が込められるなど、いわゆる式正料理の形式をもつ。また、客をもてなす観点から食べきれないほどの料理を膳に盛りつけることで見た目を重視する様式として発展を遂げた。懐石料理は、室町時代以来の武家、町人の間で、わび茶の思想・様式の影響を受けて発展した茶事や茶会の席で出される料理である。懐石は、料理を一品ずつ配膳したり、わびという美意識を料理で表現するといった趣向に特徴があり、

料理だけでなく器にも季節感を取り入れながら茶の湯の料理として普及した。お番菜は、江戸時代以来の庶民の家庭料理である。質素な素材を活かし、季節や年中行事など地域に因んだ多様性をもつ。京料理は、これら五体系の要素を京都において融合、洗練させながら発展してきた。

また、会席料理は宴席から発生した料亭などで出される料理で、精進料理・本膳料理・懐石料理を総合したものである。会席はもともと連歌や俳諧の席のことで、江戸時代以降料理茶屋で行われるようになり、酒席向きの料理へと発展、普及した。現在は、宴会や冠婚葬祭において出される最も普遍的な日本料理として展開している。

まず、京料理の食材であるが、京都近郊の農村をはじめ丹波や近江など周辺地域で獲れる山の幸や川の幸、さらに若狭など遠方から運ばれる海の幸など、旬のものを旬の時期に用いて調理する。近郊農村からは鹿ヶ谷カボチャ、賀茂ナス、聖護院ダイコン、堀川ゴボウ、九条ネギ、壬生菜など京野菜と呼ばれる農産物、周辺地域からは丹波栗、松茸、丹波大納言、黒大豆、筍、柚、アユ、コイ、フナ、ゴリなど、遠方からはグジ、カレイ、ウナギ、サバ、タイ、ハモ、コンブ、カツオなどが挙げられる。

次に、コンブとカツオ節から取り出した出汁を用いながら、食材のもつ本来の味わいを生かす調理を行う。出汁は、北前船で運ばれたコンブと南方の海から来たカツオの削り節から取り出すもので、京料理にはなくてはならない要素の一つである。また、食材の鮮度を活かすため手早く、手際よく、かつ美しく切る包丁さばきを発達させ、煮る、焼く、揚げる、蒸す、生の五法を基本とした調理方法が確立した。

そして、調理したものを選び抜いた器に美しく盛りつける。食材の大きさとのバランス、色彩、質感などの調和を大切にするとともに、見た目に美しく季節や風情を盛り込む。自然を尊重しつつ、季節感に富み、食材のもつ本来の味わいを生かす調理法や盛りつけ、食器の使い方などがなされ

る。

また、料理屋文化や仕出し文化は京都で誕生し、円山、八坂、清水などの地域を中心に礼儀作法、しつらえ、もてなしなどの文化的深化を伴って、独自の美意識を形成している。料理屋は寺社門前の茶屋に始まり、店先での販売から奥座敷をもうけて時代とともに料理に創作を加えながら発展してきた。仕出しは祝い事や祭礼などに料理屋から取り寄せるもてなしで、町衆だけでなく寺院や茶道華道の家元とも深いつながりを持ちながら発展してきた。そして、京料理は料理を提供する空間を掛軸や生花など季節感あるものでしつらえるなど、五感で愛でるもてなしとともに展開してきた。このように、京料理は平安時代以来の歴史と伝統、風土に根ざして発達した出汁を基本とする洗練された料理文化で、もてなしの心を体現する高い技能を必要とする。



京料理



しつらえのようす

保持者の略歴

高橋英一氏は、昭和一四年（一九三九）^{ひょうてい}瓢亭第一三代当主であった高橋嘉一氏の長男として京都市に生まれた。昭和三六年（一九六一）大学卒業後、東京都中央区にある日本料理店「三田」や大阪市中央区にある日本料理店「生野」で料理の修行をした後、昭和三九年（一九六四）から家業である瓢亭に勤務し、先代のもとで日本料理を学んだ。

瓢亭は今から四〇〇年ほど前、南禅寺境内の、「南禅寺門外松林茶店」として暖簾を掲げたのが始まりと伝えられる。文久二年（一八六二）に刊行された『花洛名勝図会』^{からくめいしやうずえ}には京の名勝の一つとして現在の店に近い姿で描かれ、当時から名物として知られた瓢亭玉子が「半熟鶏卵」として紹介されている。江戸時代後期、料亭の看板を掲げると、高級料理店として頼山陽や山縣有朋、品川弥二郎といった江戸時代末から明治時代にかけて活躍した文人や政治家たちに深く愛された。その後、時代を彩った文化人や経済人が繰り返し訪れる料理店として現在ものれんを守り続けている。

高橋氏は、先代の急逝により昭和四二年（一九六七）二八歳で瓢亭一四代当主となった。氏は、京料理全般において高い見識をもつとともに調理技術に秀で、精進料理、懐石料理、お番菜に精通する一方、伝統的な京野菜の復活や振興に尽力した。特に会席料理については技能・知識のすべてを熟知していると同時に、顧客の嗜好に寄り添って優れたもてなしのわざを發揮するなど現在最高峰の技能を保持する。また、裏千家の故井口海仙宗匠に師事して茶の湯の真髄に触れ、自ら庭で育てた茶花を用いて茶室の空間をしつらえ、伝統的な素材の味を引き出した懐石料理を客に提供する技能を培っている。平成四年に京都府優秀技能者表彰（京都府「現代の名工」）、平成一八年に京都府文化賞功労賞、京都府産業功労者賞、平成一九年に厚生労働大臣卓越技能者表彰（国「現代の名工」）を受賞され、平成二二年には黄綬褒章を受章された。また、昭和六一年から平成二年まで京



調理のようす

都料理芽生会長、昭和六二年から平成三年まで全国芽生会連合会理事長、平成一三年から二二年まで京都料理組合長、平成一六年から平成一九年までNPO法人日本料理アカデミー理事長を務めるなど京都を中心に料理界における数々の要職を歴任した。現在は、全国の料理学校や講習会の講師を務め、後進の育成と京料理の発展に力を注いでいる。

高橋英一氏は、京料理全般において高い見識をもつとともに調理技術に秀で、伝統的な京野菜の復活と振興に尽力して料理界に大きな足跡を残した。また会席料理において、茶道の知識を背景に、自らが造り出すしつらえの空間ともてなしの料理は、伝統を基盤に創意に富み、その技能は他の追随を許さない。現在の京料理における最高峰の調理技術を体現するともに、会席料理の技能保持者としてその存在は重要である。

(向田明弘)



高橋 英一氏

【参考文献】

大久保恒次・葛西宗誠 『京料理 瓢亭』昭和三九年 柴田書店
 村井康彦編 『京料理の歴史 シリーズ食文化の発見4』昭和五四年 柴田書店
 高橋英一 『瓢亭 四季の料理と器』平成一四年 柴田書店
 高橋英一 『京都・瓢亭 懐石と器のこころ』平成一五年 世界文化社
 京都文化博物館 『京の食文化展―京料理・京野菜の歴史と魅力―』平成一八年
 熊倉功夫 『日本料理の歴史』平成一九年 吉川弘文館

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存技術及び文化的景観件数一覧

(平成25年4月1日)

種別	有形文化財													無形文化財	有形民俗文化財	記念物				合	文化財環境保全地区(決定)	選定保存技術(選定)	文化的景観(選定)	総			
	建造物		美術			工芸品			古	考	歴	小	風			民	小	史	名						天	小	
	件	棟(基)	絵	彫	工	書	古	考																			歴
指	57	△2 9	△6 16	2	4	7	△1 1	△1 1				△2 15	(認定1) 1		△1 1	△1 3	△2 4	6	3	2	11	△6 40	15			△6 55	
	58	△2 9	△3 22	6	4	4		△1 2	1			△1 17			2	4	6	2	3	1	6	△3 38	9			△3 47	
	59	△1 7	△3 18	△1 3	3	2			1	△1 1		△2 10		1	1	△1 6	△1 7		2	△1 3	1	△1 6	△5 31	11			△5 42
	60	△1 7	△2 11	3	3	2		△1 2	1			△1 11						2	1	2	5	△2 23	4			△2 27	
	61	△1 10	△15 39		1			1	1				3					△1 2	1	△1 2	△2 5	△3 18	5			△3 23	
	62	3	8	3	3			△1 4	2			△1 12						1	1	1	3	△1 18	4			△1 22	
	63	△1 3	△6 11	3	3	1		3	1			11								1	1	2	△1 16	1	(認定2) 1		△1 18
	元	4	9	2	1			△1 2	1	1		△1 7	(認定1) △1 2	△1 1					1	1	2	△3 16	1			△3 17	
	2	1	1	1	△1 1	4		5	1			△1 12			3		3			1	1	2	△1 18	2	(認定2) △2 2		△3 22
	3	6	△1 12	3	2	4	2	1				12	(認定4) △3 4									△3 22		(認定1) △1 1			△4 23
	4	△1 4	△4 16	1	1				1			3						1		1	2	△1 9	1			△1 10	
	5	5	13	1	1	1	1		1			5								1	1	11	1				12
	6	2	9	2	2	1		3	1			9	(認定2) △1 2				△1 1		△1 1		△1 1	△2 14	1				△2 15
	7	2	6		2	2		2	1	2		9	(認定2) △1 1									△1 12	1				△1 13
	8	3	6	2	△1 2	1		2	2	2		△1 9										△1 12	2	(認定2) △1 2			△2 16
	9	3	9	1	1	1	1	2	1	1		8	(認定2) 1				1			1	1	13	1				14
	10	3	14	2	1	1		1	1	2		8									1	1	12	1			13
	11	2	17	2	2		1		1			6						1			1	9	1				10
	12	△1 3	△1 12	2	△1 1	1		2	1	△1 1	△2 8						1				1	△3 12	1	(認定1) △1 1			△4 14
	13	5	20	2	1	1	1	1	1	1		7					1				1	13	1				14
	14	4	11	1	1	△1 1	1	1	1	1		△1 7					1				1	△1 12	1				△1 13
	15	3	10	1	1	△1 2	△1 2		2			△2 8								1	1	△2 12	1				△2 13
	16	3	8	1	1	1	2	2		1		8	(認定1) 1							1	1	13	1				14
	17	3	3	2	1	1		1	1			6	(認定2) 1				1				1	11	1				12
18	2	11	△1 3	1	2	1		1			△1 8								1	1	△1 11					△1 11	
19	2	4	2	1		2					5			1		1					8	1		3		12	
20	1	4	1	1	1		1	1			5	(認定3) △1 3				1				1	△1 10			2		△1 12	
21	2	10	2	1			1	1			5										7			2		9	
22	2	2	2	1	1		1				5	(認定4) 2				1				1	10			1		11	
23	1	9	1	1			1				3										4			1		5	
24	4	6	1	1	1			1			4	(認定1) 1									9					9	
計	△10 118	△41 347	△2 58	△3 50	△2 43	△2 42	△5 23	△1 23	△1 14	△16 246	(認定1) △7 19	△1 2	△1 8	△2 13	△3 21	△2 24	△1 18	△1 16	△4 58	△41 464	68	(認定8) △5 7	9	(認定31) △46 548			

(注) (1)建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
 (2)△印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (3)▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (4)無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存技術及び文化的景観件数一覧

(平成25年4月1日)

種別	有形文化財											無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財			記念物			合計	文化財環境保全地区(決定)	選定保存技術(選定)	文化的景観(選定)	総計		
	建造物		美術工芸品											風俗習慣	民俗芸能	小計	史跡	名勝	天然記念物						小計	
	件数	棟数(基)	絵画	彫刻	工芸品	書籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計																
57	▲2 25	▲7 44	5	▲2 2	4			1				▲2 12				6	6				▲4 43				▲4 43	
58	7	11		2	1							3				4	4			▲1 5	▲1 5	▲1 19			▲1 19	
59	▲1 11	▲1 15		2								2				5	5			1	1	▲1 19			▲1 19	
60	5	11		2								2		1	1	5	6					14			14	
61	6	9	1	1	2			2	1	1		8			6	3	9					23			23	
62	4	10			2			2				4		2	5	1	6					16			16	
63	1	5													4	1	5					6			6	
元	2	8		1								1		4	2	3	5					12			12	
2	2	2	2									2		1		3	3					8			8	
3	1	1														2	2					3			3	
4	▲1 4	▲1 5						3				3				2	2					▲1 9			▲1 9	
5	1	1														2	2					3			3	
6	2	3														1	1					3			3	
7	2	3														1	1					3			3	
8	1	1														1	1	2				3			3	
9	1	4														1	2	3				4			4	
10	1	2												2		1	1					4			4	
11	1	1						1				1		2		1	1					5			5	
12	1	1														1	1					2			2	
13	1	1														1	1					2			2	
14	1	1														1	1					2			2	
15	1	1														1	1					2			2	
16	1	1																				1			1	
17	2	3																				2			2	
18																1	1					1			1	
19	1	1																				1			1	
20	1	1																				1			1	
21																1	1		1			2			2	
22																										
23	1	3										1									1	1	3			3
24	1	2																				1			1	
計	▲4 88	▲9 151	8	▲2 10	9	1	8	1	1	2		▲2 39	(認定23) △7	12	24	46	70	△3	△2	△1	▲1 7	▲1 8	▲7 217			▲7 217
合計	△10 206	△41 498	△2 66	△3 60	△2 52	△2 17	△5 50	△1 24	△1 16	△1 285		▲2 285	(認定8) △5	△1 14	△1 32	△2 59	△3 91	△2 24	△1 19	△1 23	▲1 23	▲1 66	△41 681	(認定8) △5 68		(認定31) △46 765

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
 (2) △印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

京都の文化財（第三十一集）

平成二十五年十月発行

発行 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府教育委員会

編集 京都府教育庁指導部

文化財保護課